

資料編

- (1) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・施行規則（対照表）
- (2) CO₂ネットゼロ社会づくり指針
- (3) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の施行について（通知）

(1) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・施行規則（対照表）

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例 令和4年滋賀県条例第7号	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則 令和4年滋賀県規則第10号
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p>第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等（第8条—第16条）</p> <p>第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（第17条—第27条）</p> <p>第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（第28条—第33条）</p> <p>第5章 建築物およびまちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（第34条—第37条）</p> <p>第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（第38条—第46条）</p> <p>第7章 再生可能エネルギー等の利用等（第47条—第52条）</p> <p>第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（第53条・第54条）</p> <p>第9章 森林等による吸収作用の保全等（第55条）</p> <p>第10章 気候変動適応（第56条—第58条）</p> <p>第11章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（第59条・第60条）</p> <p>第12章 雑則（第61条—第67条）</p> <p>付則</p> <p>地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題である。平成27年（2015年）の気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定の下、我が国を含む世界各国が、21世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを目指して取組を進めているが、急速に進行する地球温暖化は豪雨や猛暑のリスクをさらに高めるなど、その状況はより厳しさを増しており、全世界を挙げて大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められている。</p> <p>滋賀の森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系や自然界の循環等に育まれた琵琶湖、そして県民生活にも気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの排出量を令和32年（2050年）までに実質的にゼロとする目標をここに掲げる。そして、原子力発電が想定どおり稼働しておらず、かつ、その将来の見通しが不透明な状況であることを認識しつつ、再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーの推進などにより化石燃料への依存からの脱却を図り、掲げた目標を実現するとともに、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進めることを決意したところである。</p> <p>気候変動への対処を契機として、私たちの生活様式や経済活動などあらゆる社会経済構造の変革を推進するとともに、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していく必要がある。</p> <p>幸いにも私たちには、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた高い環境意識と行動力、本県に集積する製造業の技術力や大学等の知的資源、近江商人に受け継がれてきた「三方よし」の精神など、有形無形の様々な資源がある。これらを総動員してCO₂ネットゼロ社会づくりに果敢に挑戦し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等（第4条—第6条）</p> <p>第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（第7条—第13条）</p> <p>第4章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（第14条—第22条）</p> <p>第5章 再生可能エネルギー等の利用等（第23条—第27条）</p> <p>第6章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（第28条—第32条）</p> <p>第7章 雑則（第33条—第35条）</p> <p>付則</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、併せて地球温暖化の防止に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「CO₂ネットゼロ社会」とは、気候変動影響(地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康または生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済または自然環境において生ずる影響をいう。第10章において同じ。)に適切に対応しつつ、温室効果ガスの排出の量と吸収作用の保全および強化により吸収される温室効果ガスの吸収の量との間の均衡が保たれるとともに、当該均衡が保たれるようにするための取組を通じて、健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上および経済の健全な発展を図りながら持続的に発展することができる社会をいい、「CO₂ネットゼロ社会づくり」とは、CO₂ネットゼロ社会を構築することをいう。</p> <p>2 この条例において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。</p> <p>3 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。</p> <p>(1) 二酸化炭素</p> <p>(2) メタン</p> <p>(3) 一酸化二窒素</p> <p>(4) <u>ハイドロフルオロカーボンのうち規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>パーフルオロカーボンのうち規則で定めるもの</u></p> <p>(6) 六ふっ化硫黄</p> <p>(7) 三ふっ化窒素</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質であって<u>規則で定めるもの</u></p> <p>4 この条例において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、もしくは漏出させ、または他人から供給された電気もしくは熱(燃料または電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。</p> <p>5 この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギーをいう。</p> <p>(1) 太陽光</p> <p>(2) 風力</p> <p>(3) 水力</p> <p>(4) 地熱</p> <p>(5) 太陽熱</p> <p>(6) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭ならびにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものと</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。</p> <p>(温室効果ガス)</p> <p>第3条 条例第2条第3項第4号の規則で定めるハイドロフルオロカーボンは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号。以下「温暖化対策推進法施行令」という。)第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンとする。</p> <p>2 条例第2条第3項第5号の規則で定めるパーフルオロカーボンは、温暖化対策推進法施行令第2条各号に掲げるパーフルオロカーボンとする。</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>して規則で定めるもの</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 CO₂ネットゼロ社会づくりは、令和32年(2050年)までのCO₂ネットゼロ社会の実現のためには生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に、推進されなければならない。</p> <p>2 CO₂ネットゼロ社会づくりは、全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進されなければならない。</p> <p>3 CO₂ネットゼロ社会づくりは、県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として、推進されなければならない。</p> <p>4 CO₂ネットゼロ社会づくりは、健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上ならびに新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の健全な発展が統合的に推進されなければならない。</p> <p>5 CO₂ネットゼロ社会づくりは、地域の再生可能エネルギー源(前条第5項各号に掲げるエネルギー源をいう。以下同じ。)を活用して発電した電力の当該地域における積極的な利用その他の地域資源の有効利用を図ることにより、地域の活性化に資するよう推進されなければならない。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念(以下この章において「基本理念」という。)にのっとり、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するものとする。</p> <p>2 県は、前項に規定する施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体がCO₂ネットゼロ社会づくりに関して行う取組の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減ならびに吸収作用の保全および強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。)のための取組(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための取組を含む。)その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施するCO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第6条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施するCO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(滞在者および旅行者の責務)</p> <p>第7条 滞在者および旅行者は、県内におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等(推進計画)</p> <p>第8条 知事は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策(県の事務および事業におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組を含む。次項第6号において同じ。)の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 計画期間</p>	<p>第2章 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>(2) CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する基本的な方針</p> <p>(3) 温室効果ガス総排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。次条において同じ。）に関する事項</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の削減および吸収の量に関する目標</p> <p>(5) 再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標</p> <p>(6) CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策の内容および実施に関する目標</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関し必要な事項</p> <p>3 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、県民、事業者その他の関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 知事は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前3項の規定は、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。</p> <p>（施策の実施状況の公表）</p> <p>第9条 知事は、毎年1回、推進計画に基づく施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会上に報告するとともに、公表しなければならない。（CO₂ネットゼロ社会づくり指針）</p> <p>第10条 知事は、県民、事業者および民間団体がCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための指針（以下「CO₂ネットゼロ社会づくり指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を定め、または変更したときは、これを公表するものとする。</p> <p>（推進体制の整備）</p> <p>第11条 県は、県民、事業者および民間団体と連携して、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（調査研究および産業の育成振興）</p> <p>第12条 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な地球温暖化対策（温室効果ガスの排出の量の削減等その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。）および第56条に規定する気候変動適応に関する施策の調査研究その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する調査研究を推進するものとする。</p> <p>2 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとする。</p> <p>（CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報の提供等）</p> <p>第13条 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりの必要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深め、これらの者による主体的かつ積極的なCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を促進するため、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報および意見を交換する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（推進計画）</p> <p>第4条 条例第8条第5項の規定による推進計画の公表は、県のホームページへの掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>2 条例第8条第6項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。</p> <p>(1) 法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更</p> <p>(2) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更</p> <p>（施策の実施状況の公表の方法）</p> <p>第5条 条例第9条の規定による推進計画に基づく施策の実施の状況の公表については、前条第1項の規定を準用する。</p> <p>（CO₂ネットゼロ社会づくり指針の公表の方法）</p> <p>第6条 条例第10条第2項の規定によるCO₂ネットゼロ社会づくり指針の公表は、滋賀県公報で告示することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>(環境学習の推進および人材の育成等)</p> <p>第14条 県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例(平成16年滋賀県条例第28号)の基本理念にのっとり、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る環境学習(同条例第2条第1項に規定する環境学習をいう。次項において同じ。)を推進するものとする。</p> <p>2 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る環境学習の推進その他の地域におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 県は、大学その他の教育研究機関と連携して、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識または技術を有する人材の育成に努めるものとする。</p> <p>(県の率先実施)</p> <p>第15条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組を率先して行うものとする。</p> <p>(1) エネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。第25条第2項および第48条第1項を除き、以下同じ。)の使用の合理化の推進に関する取組</p> <p>(2) 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(以下「自動車」という。)および同条第3項に規定する原動機付自転車(以下「自転車」という。))の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組</p> <p>(3) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する取組</p> <p>(4) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)の調達の推進に関する取組</p> <p>(5) 廃プラスチック類、食品廃棄物その他の廃棄物の発生の抑制、再使用および再生利用その他資源の有効な利用(第21条第1項および第32条において「廃棄物の発生の抑制等」という。)に関する取組</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要な取組</p> <p>(CO₂ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等)</p> <p>第16条 県は、その事務および事業の企画立案および実施に当たっては、CO₂ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組</p> <p>(エネルギー使用量の把握)</p> <p>第17条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。</p> <p>(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)</p> <p>第18条 事業者は、エネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)を使用する場合には、エネルギー消費性能等(同法第145条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。以下同じ。)が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。</p> <p>(冷暖房時の温度等)</p> <p>第19条 事業者は、その事業の用に供する建築物において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めるとともに、その従業員が勤務中において当該温度に応じた服装を用いることに配慮するよう努めなければならない。</p>	<p>第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>(環境物品等の購入等)</p> <p>第20条 事業者は、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、環境物品等を選択するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、環境物品等の購入等の推進を図るための方針を作成するよう努めなければならない。</p> <p>(廃棄物の発生の抑制等)</p> <p>第21条 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めなければならない。</p> <p>(CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等)</p> <p>第22条 事業者(第39条第2項に規定する事業者を除く。)は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品または役務(以下この章および第33条において「製品等」という。)、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する製品等その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品等の開発または販売もしくは提供(次項および第24条第1項において「製品等の開発等」という。)を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに資する新たな製品等の開発等を促進するため、事業者、大学その他の関係者との間の交流の機会の提供、技術開発等の支援その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>(温室効果ガスの排出の量に関する情報等の提供)</p> <p>第23条 事業者は、消費者が自らの消費生活に関する行動を通じてCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与することができるよう、製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における温室効果ガスの排出の量に関する情報および事業者が行っているCO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する情報を消費者に提供するよう努めなければならない。</p> <p>(温室効果ガス排出削減量等の販売等)</p> <p>第24条 事業者は、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与することができるよう、可能な限り、自らの取組により実現した温室効果ガスの排出の削減の量もしくは吸収の量(以下この条および第33条において「温室効果ガス排出削減量等」という。)の販売等または温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の開発等に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難である場合には、可能な限り、温室効果ガスの排出の量の削減に代えて、他の場所で実現した温室効果ガス排出削減量等の購入等をし、または他の場所での温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を行うよう努めなければならない。この場合においては、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に資するよう配慮しなければならない。</p> <p>3 県は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(事業者行動計画)</p> <p>第25条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する計画(以下「事業者行動計画」という。)を策定しなければならない。</p>	<p>(事業者行動計画の提出を要する事業者)</p> <p>第7条 条例第25条第1項の事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 前年度に使用した燃料(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。)第2条第2項に規定する燃料をいう。)の量ならびに前年度において他人から供給された熱(同条第1項に規定する熱をいう。)および電気(同項に規定する電気をいう。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業所を有する者</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
	<p>(2) 次に掲げる者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの</p> <p>ア 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。以下アにおいて同じ。）の排出を伴う事業活動（国または地方公共団体の事務および事業を含む。以下同じ。）として温暖化対策推進法施行令別表第7の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の前年度の排出量に1を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者</p> <p>イ メタンの排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第8の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの前年度の排出量に25を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者</p> <p>ウ 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第9の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の前年度の排出量に298を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者</p> <p>エ 第3条第1項に規定するハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第10の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの前年の1月1日から12月31日までの排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第4号から第22号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第4号から第22号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるものを設置している者</p> <p>オ 第3条第2項に規定するパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第11の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの前年の1月1日から12月31日までの排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第23号から第31号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第23号から第31号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるものを設置している者</p> <p>カ 六ふっ化硫黄の排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第12の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふっ化硫黄の前年の1月1日から12月31日までの排出量に22,800を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者</p> <p>キ 三ふっ化窒素の排出を伴う事業活動として温暖化対策推進法施行令別表第13の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の前年の1月1日から12月31日までの排出量に17,200を乗じて得た量が3,000トン以上であるものを設置している者</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>2 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) CO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出の量の少ないエネルギーへの転換その他の温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組(第4号に規定する取組を除く。)の内容および当該取組により達成しようとする目標</p> <p>(3) エネルギー消費性能等が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標</p> <p>(4) 再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備をいう。以下同じ。)の設置その他の再生可能エネルギーまたは水素エネルギー(水素を利用したエネルギーをいう。第50条において同じ。)(第7章においてこれらを「再生可能エネルギー等」という。)の利用に関する取組の内容および当該取組により達成しようとする目標</p> <p>(5) 前3号に掲げるもののほか、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組に関する事項</p> <p>(6) 事業者行動計画の推進体制</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>規則で定める事項</u></p> <p>3 第1項に規定する事業者は、同項の規定により事業者行動計画を策定したときは、<u>規則で定めるところにより、当該事業者行動計画を知事に提出</u>しなければならない。</p> <p>4 前項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、第2項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、当該変更後の事業者行動計画を知事に提出しなければならない。ただし、<u>規則で定める軽微な変更</u>については、この限りでない。</p> <p>5 第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、氏名または住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地)に変更があった場合<u>その他規則で定める場合</u>に該当するときは、遅滞なく、<u>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出</u>なければならない。</p>	<p>(事業者行動計画の策定等)</p> <p>第8条 条例第25条第1項の規定による事業者行動計画の策定は、事業者行動(計画・変更計画・報告)書(別記様式第1号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第25条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 事業者行動計画を提出する日の属する年度の前年度(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄および三ふっ化窒素にあっては、前年の1月1日から12月31日まで。第12条第1項第2号において同じ。)の温室効果ガスの排出の量</p> <p>(3) これまでに実施したCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組に関する事項</p> <p>(4) その他知事が定める事項</p> <p>3 条例第25条第3項の規定による事業者行動計画の提出は、第1項の事業者行動(計画・変更計画・報告)書により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。 (変更後の事業者行動計画の提出等)</p> <p>第9条 条例第25条第4項の規定による変更後の事業者行動計画の提出は、事業者行動(計画・変更計画・報告)書(別記様式第1号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第25条第4項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第25条第2項第1号のCO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針(次号において「基本的な方針」という。)の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないもの</p> <p>(2) 条例第25条第2項第2号から第6号までに掲げる事項の変更のうち、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わないもの (氏名等の変更の届出等)</p> <p>第10条 条例第25条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 事業所の名称または所在地に変更があった場合</p> <p>(2) 事業者行動計画の対象となる事業所を廃止した場合</p> <p>2 条例第25条第5項の規定による届出は、前項第2号に掲げる場合以外の場合にあっては事業者行動計画に係る氏名等変更届</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>6 知事は、第3項または第4項の規定による事業者行動計画の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p>	<p>出書（別記様式第2号）により、同号に掲げる場合にあつては事業者行動計画に係る事業所廃止届出書（別記様式第3号）により行うものとする。 （事業者行動計画の公表）</p>
<p>（事業者行動報告書の作成等）</p> <p>第26条 前条第3項の規定により事業者行動計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業者行動計画（同条第4項の規定により変更後の事業者行動計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「事業者行動報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>第11条 条例第25条第6項の規定による公表は、事業者行動計画の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。 （事業者行動報告書の作成等）</p>
<p>2 前条第6項の規定は、事業者行動報告書について準用する。</p>	<p>第12条 条例第26条第1項の規定による事業者行動報告書の作成および提出は、事業者行動（計画・変更計画・報告）書（別記様式第1号）に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、毎年度7月末日までに行うものとする。</p>
<p>（その他の事業者による事業者行動計画の策定等）</p> <p>第27条 第25条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項から同条第3項までの規定の例により、事業者行動計画を策定し、および知事に提出することができる。</p>	<p>（事業者行動報告書の作成等）</p> <p>第13条 第8条から第11条までの規定は、条例第27条第1項の規定により策定し、および提出する事業者行動計画について準用する。この場合において、第8条第3項中「計画期間の初年度の7月末日までに行う」とあるのは、「行う」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 第25条第4項から第6項までおよび前条第1項の規定は、前項の規定により提出された事業者行動計画について準用する。</p>	<p>2 条例第26条第2項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、事業者行動報告書の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。</p>
<p>3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された事業者行動報告書について準用する。</p>	<p>2 前条の規定は、条例第27条第2項において準用する条例第26条第1項の規定により作成し、および提出する事業者行動報告書について準用する。</p>
<p>第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組 （エネルギー使用量の把握）</p>	
<p>第28条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。</p>	
<p>（エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等）</p> <p>第29条 県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。</p>	
<p>（冷暖房時の温度）</p> <p>第30条 県民は、その住宅において冷暖房機を使用するときは、そのエネルギーの消費量が過剰とならない適切な温度に保つよう努めなければならない。</p>	
<p>（環境物品等の購入等）</p> <p>第31条 県民は、CO₂ネットゼロ社会づくりのためには県民一人ひとりの消費生活に関する行動が重要であることに鑑み、物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合には、その物品の利用または役務の提供に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報を把握するよう努めるとともに、環境物品等を選択するよう努めなければならない。</p>	
<p>（廃棄物の発生の抑制等）</p> <p>第32条 県民は、その日常生活に関し、廃棄物の発生の抑制等に努めなければならない。</p>	
<p>（温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等）</p> <p>第33条 県民は、温室効果ガス排出削減量等の取引の活性化に資するため、温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択その他の取組を行うよう努めなければならない。</p>	

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>第5章 建築物およびまちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組 (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)</p> <p>第34条 次に掲げる者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、エネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条において同じ。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築または改築をしようとする者 (2) 建築物の修繕または模様替をしようとする者 (3) 建築物への空調設備その他の建築設備の設置または建築物に設けた空調設備その他の建築設備の改修をしようとする者</p> <p>2 県は、前項各号に掲げる者による同項に規定する措置の実施を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 (県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進)</p> <p>第35条 県は、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギー消費性能の向上のための措置が講じられた住宅その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。 (開発事業に係る事業計画の立案段階における検討)</p> <p>第36条 開発事業(土地の区画形質の変更および当該区画形質の変更を引き続く建築物その他の施設の整備に関する事業をいう。以下この条において同じ。)を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、当該開発事業の完了により設置される施設における再生可能エネルギーの利用、利用者、従業員等の自動車等の使用の抑制その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならない。 (自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進)</p> <p>第37条 県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、地域の実情に応じて、居住および日常生活のために必要な機能を集積させ、かつ、公共交通網の維持および充実ならびに公共交通機関の利便性の向上を図ること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりを促進するものとする。</p> <p>第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組 (公共交通機関の利用等への転換)</p> <p>第38条 県民および事業者(専ら自動車等を使用して事業を行う事業者を除く。)は、その日常生活および事業活動において、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動に努めなければならない。 (次世代自動車等の購入等)</p> <p>第39条 自動車等を購入し、または使用しようとする者は、電気自動車、燃料電池自動車その他の温室効果ガスを排出せず、もしくは温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等(次項において「次世代自動車等」という。)を購入し、または使用するよう努めなければならない。</p> <p>2 自動車等を製造し、販売し、または有償で貸し渡す事業者は、次世代自動車等の開発、製造、販売または貸渡しを行うよう努めなければならない。 (自動車等の適切な運転等)</p> <p>第40条 自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を最小限度にとどめるた</p>	<p>第4章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>め、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならない。</p> <p>(自動車等による物資の輸送の合理化等)</p> <p>第41条 事業者は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、配送の共同化、効率性の高い輸送手段の選択その他の輸送の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者および県民は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、貨物等の発送および受取に当たっては、受取人の不在等の事由により再度の配達が必要を生じないように努めなければならない。</p> <p>(アイドリング・ストップ)</p> <p>第42条 自動車等を運転する者は、駐車(客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること(人の乗降のため停止させることを除く。))または自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者がその自動車等を離れ、当該自動車等を直ちに運転することができない状態に置くことをいう。以下同じ。)をする場合には、当該自動車等の原動機の停止(以下「アイドリング・ストップ」という。)を行わなければならない。ただし、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に掲げる自動車を現に緊急用務に使用している場合その他アイドリング・ストップを行わないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>(駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る措置等)</p> <p>第43条 駐車または自動車等の保管のための施設を設置し、または管理する事業者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合(前条ただし書に規定する場合を除く。次項において同じ。)にはアイドリング・ストップを行うべきことを求めるよう努めなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する施設であって規則で定める規模以上のものを設置し、または管理する事業者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で駐車をする場合にはアイドリング・ストップを行うべきことについて周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場および同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)</p> <p>(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>規則で定める施設</u>(自動車管理計画)</p> <p>第44条 県内に使用の本拠の位置を有する自動車(規則で定めるものを除く。)を規則で定める台数以上使用する事業者は、規則で定めるところにより、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、当該自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための計画(以下「自動車管理計画」という。)を策定しなければならない。</p>	<p>(アイドリング・ストップを要しない場合)</p> <p>第14条 条例第42条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の付属装置(自動車の運転者室および客室における冷房または暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合</p> <p>(2) 法令の規定もしくは警察官の命令により、または危険を防止するために自動車を停止する場合</p> <p>(3) 人命救助活動、災害救助活動、水防活動、消火活動その他防災活動のため、現に使用している場合</p> <p>(4) 警衛列自動車または警護列自動車である場合</p> <p>(5) 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察の責務の遂行のため、現に使用している場合</p> <p>(6) 裁判官または裁判所の発する令状の執行のため、現に使用している場合</p> <p>(7) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条の規定により選挙運動のため使用される自動車または同法第201条の11第3項に規定する表示がなされている自動車である場合</p> <p>(8) その他アイドリング・ストップを行わないことにつき、やむを得ない事情があると知事が認める場合</p> <p>(アイドリング・ストップの周知の措置を講ずべき施設)</p> <p>第15条 条例第43条第2項の規則で定める規模は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上とする。</p> <p>2 条例第43条第2項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場</p> <p>(2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所または公園等の施設の利用者または従業員のために設置される駐車施設</p> <p>(3) 特定の者の自動車等の保管のために設置される駐車施設</p> <p>(4) 客待ちまたは貨物の積卸しのために設置される駐車施設(条例第44条第1項の規則で定める自動車等)</p> <p>第16条 条例第44条第1項の規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 二輪自動車(側車付のものを含む。)</p> <p>(2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する大型特殊自動車および小型特殊自動車</p> <p>(3) 被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)</p> <p>(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項第6号および第7号に掲げる自動車を除く。)</p> <p>(5) 商品としての自動車</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>2 自動車管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針</p> <p>(2) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容</p> <p>(3) 自動車管理計画の推進体制</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>規則で定める事項</u></p> <p>3 第25条第3項から第6項までの規定は、自動車管理計画について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項各号」とあるのは、「第44条第2項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(自動車管理報告書の作成等)</p> <p>第45条 前条第3項において準用する第25条第3項の規定により自動車管理計画を提出した事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、自動車管理計画(前条第3項において読み替えて準用する第25条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの)の実施状況を記載した報告書(以下「自動車管理報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第25条第6項の規定は、自動車管理報告書について準用する。</p> <p>(その他の事業者による自動車管理計画の策定等)</p> <p>第46条 第44条第1項に規定する事業者以外の事業者は、同項および同条第2項ならびに同条第3項において準用する第25条第3項の規定の例により、自動車管理計画を策定し、および知事に提出することができる。</p>	<p>(6) 業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の不特定の者に貸与し短期間使用させる自動車</p> <p>2 条例第44条第1項の規則で定める台数は、100台とする。 (自動車管理計画の策定等)</p> <p>第17条 条例第44条第1項の規定による自動車管理計画の策定は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第44条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) その他知事が定める事項</p> <p>3 条例第44条第3項において準用する条例第25条第3項の規定による自動車管理計画の提出は、第1項の自動車管理(計画・変更計画・報告)書により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。 (変更後の自動車管理計画の提出等)</p> <p>第18条 条例第44条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項の規定による変更後の自動車管理計画の提出は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第44条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第44条第2項第1号の自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針(次号において「基本的な方針」という。)の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないもの</p> <p>(2) 条例第44条第2項第2号および第3号に掲げる事項の変更のうち、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わないもの (氏名等の変更の届出等)</p> <p>第19条 条例第44条第3項において準用する条例第25条第5項の規定による届出は、自動車管理計画に係る氏名等変更届出書(別記様式第5号)により行うものとする。 (自動車管理計画の公表)</p> <p>第20条 条例第44条第3項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、自動車管理計画の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。 (自動車管理報告書の作成等)</p> <p>第21条 条例第45条第1項の規定による自動車管理報告書の作成および提出は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、毎年度7月末日までに行うものとする。</p> <p>(1) 条例第44条第2項第2号に掲げる取組の実施状況</p> <p>(2) 自動車管理報告書を提出する日の属する年度の前年度の自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量</p> <p>2 条例第45条第2項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、自動車管理報告書の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。 (その他の事業者による自動車管理計画の策定等)</p> <p>第22条 第17条から第20条までの規定は、条例第46条第1項の規定により策定し、および提出する自動車管理計画について準用する。この場合において、第17条第3項中「計画期間の初年度の7月末日までに行う」とあるのは、「行う」と読み替えるも</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>2 第44条第3項および前条第1項の規定は、前項の規定により提出された自動車管理計画について準用する。この場合において、第44条第3項中「第25条第3項」とあるのは、「第25条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前項において準用する同条第1項の規定により提出された自動車管理報告書について準用する。</p> <p>第7章 再生可能エネルギー等の利用等 (再生可能エネルギー等の積極的な利用)</p> <p>第47条 県民および事業者は、再生可能エネルギー電気(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。第51条において同じ。)の利用への移行その他の再生可能エネルギー等の積極的な利用に努めなければならない。 (地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等)</p> <p>第48条 県民および事業者は、地域の再生可能エネルギー源を活用した電力その他のエネルギーを当該地域において、有効に利用することができるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、地域の再生可能エネルギー源が地域の実情に応じて有効に活用されるよう、関係者間の連携の促進、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 事業者は、廃熱その他の未利用のまたは利用の程度の低いエネルギーの有効な利用に努めなければならない。 (再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等)</p> <p>第49条 再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減その他の自然環境の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活環境の確保に配慮するよう努めなければならない。 (水素エネルギーの利用の促進)</p> <p>第50条 県は、水素エネルギーの利用の促進を図るため、水素エネルギーの供給体制の整備および需要の拡大に向けた事業者その他の関係者間の連携の促進、水素エネルギーの利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。 (再生可能エネルギー電気供給拡大計画)</p> <p>第51条 県内に電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する小売供給を行っている同項第3号に規定する小売電気事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む。以下「小売電気事業者」という。)は、再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための計画(以下「再生可能エネルギー電気供給拡大計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 再生可能エネルギー電気供給拡大計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための取組の内容および当該取組により達成しようとする目標</p> <p>(3) 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の推進体制</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>規則で定める事項</u></p>	<p>のとする。</p> <p>2 前条の規定は、条例第46条第2項において準用する条例第45条第1項の規定により作成し、および提出する自動車管理報告書について準用する。</p> <p>第5章 再生可能エネルギー等の利用等</p> <p>(再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定等)</p> <p>第23条 条例第51条第1項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定は、再生可能エネルギー電気供給拡大(計画・変更計画・報告)書(別記様式第6号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第51条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出する日の属する年度の前年度の県内への電気および再生可能エネルギー電気の供給の量</p> <p>(3) これまでに実施した再生可能エネルギーの供給拡大を図るための取組に関する事項</p> <p>(4) 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のた</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>3 第25条第3項から第6項までの規定は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項各号」とあるのは、「第51条第2項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成等)</p> <p>第52条 前条第3項において準用する第25条第3項の規定により再生可能エネルギー電気供給拡大計画書を提出した小売電気事業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー電気供給拡大計画（前条第3項において読み替えて準用する第25条第4項の規定により変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出した事業者にあつては、当該変更後のもの）の実施状況を記載した報告書（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第25条第6項の規定は、再生可能エネルギー電気供給拡大報告書について準用する。</p> <p>第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組 (温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動)</p> <p>第53条 農業または水産業を営む者は、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業の育成および振興に努めるものとする。 (地産地消)</p> <p>第54条 県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、地産地消（県内において生産され、または採取された農畜水産物を県内において消費することをいう。次項において同じ。）を積極的に行うよう努めなければならない。</p>	<p>めの取組に関する事項 (5) その他知事が定める事項</p> <p>3 条例第51条第3項において準用する条例第25条第3項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出は、第1項の再生可能エネルギー供給拡大（計画・変更計画・報告）書により、計画期間の初年度の9月末日までに行うものとする。 (変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出等)</p> <p>第24条 条例第51条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項の規定による変更後の再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出は、再生可能エネルギー電気供給拡大（計画・変更計画・報告）書（別記様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第51条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第51条第2項第1号の再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針（次号において「基本的な方針」という。）の変更のうち、内容の実質的な変更を伴わないもの</p> <p>(2) 条例第51条第2項第2号および第3号に掲げる事項の変更のうち、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わないもの（氏名等の変更の届出等）</p> <p>第25条 条例第51条第3項において準用する条例第25条第5項の規定による届出は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画に係る氏名等変更届出書（別記様式第7号）により行うものとする。 (再生可能エネルギー電気供給拡大計画の公表)</p> <p>第26条 条例第51条第3項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、再生可能エネルギー供給拡大計画の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。 (再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成等)</p> <p>第27条 条例第52条第1項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成および提出は、再生可能エネルギー電気供給拡大（計画・変更計画・報告）書（別記様式第6号）に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、毎年度9月末日までに行うものとする。</p> <p>(1) 条例第51条第2項第2号に掲げる取組の実施状況</p> <p>(2) 第23条第2項第4号および第5号に掲げる取組の実施状況</p> <p>(3) 再生可能エネルギー電気供給拡大報告書を提出する日の属する年度の前年度の県内への電気および再生可能エネルギー電気の供給の量</p> <p>2 条例第52条第2項において準用する条例第25条第6項の規定による公表は、再生可能エネルギー供給拡大報告書の内容を県のホームページに掲載することにより行うものとする。</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>2 県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第9章 森林等による吸収作用の保全等</p> <p>第55条 県民、森林所有者、事業者および民間団体（次項において「県民等」という。）は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備ならびに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。</p> <p>2 県は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する県民等の理解を深めるため、情報の提供、森林の整備により実現した温室効果ガスの吸収の量の取引を活性化するための措置その他の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐、適切な森林の更新その他の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 県は、県内の建築物における県内産の木材の利用の推進その他の県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第10章 気候変動適応 （気候変動適応に関する施策の推進）</p> <p>第56条 県は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響による被害の防止または軽減および地球温暖化その他の気候の変動により生ずる新たな事業の機会の活用の両面から気候変動適応（気候変動影響に対応して、これによる被害の防止または軽減その他生活の安定、社会もしくは経済の健全な発展または自然環境の保全を図ることをいう。以下この章において同じ。）に関する施策を推進するものとする。 （気候変動適応センターの体制の確保等）</p> <p>第57条 県は、気候変動適応を推進するため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条第1項に規定する気候変動適応センターとしての機能を担う体制を確保するとともに、当該気候変動適応センターで収集、整理および分析を行った気候変動影響および気候変動適応に関する情報の効果的な活用を努めるものとする。 （気候変動適応に関する情報の提供等）</p> <p>第58条 県は、気候変動適応の重要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、気候変動適応に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第11章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会 （滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会）</p> <p>第59条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会は、第8条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する事項について調査審議する。</p> <p>3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。 （審議会の組織等）</p> <p>第60条 審議会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、<u>審議会の組織および運営</u>に関する必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第6章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会</p> <p>（審議会の会長）</p> <p>第28条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>第12章 雑則 (頭章)</p> <p>第61条 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとする。 (指導および助言)</p> <p>第62条 知事は、県民、事業者および民間団体がCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができる。 (報告徴収および立入調査)</p> <p>第63条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができる。</p> <p>(1) 第25条第1項に規定する事業者 (2) 第27条第1項の規定により事業者行動計画を提出した事業者 (3) 第43条第2項に規定する措置を講ずべき事業者 (4) 第44条第1項に規定する事業者 (5) 第46条第1項の規定により自動車管理計画を提出した事業者 (6) 小売電気事業者</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (勧告)</p> <p>第64条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第25条第3項(第44条第3項および第51条第3項において準用する場合を含む。)もしくは第4項(第27条第2項、第44条第3項(第46条第2項において準用する場合を含む。))および第51条第3項において準用する場合を含む。)の規定による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者</p>	<p>3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)</p> <p>第29条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、審議会の議長となる。</p> <p>3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席等)</p> <p>第30条 会長は、審議会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。 (庶務)</p> <p>第31条 審議会の庶務は、総合企画部CO₂ネットゼロ推進課において処理する。 (委任)</p> <p>第32条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 第7章 雑則</p> <p>第33条 条例第63条第2項の証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式の規定の例による様式によるものとする。</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>(2) 第26条第1項（第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者</p> <p>(3) 第27条第1項の規定による事業者行動計画の提出をした事業者であって、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの</p> <p>(4) 第43条第2項の規定に違反している事業者</p> <p>(5) 第45条第1項（第46条第2項において準用する場合を含む。）の規定による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者</p> <p>(6) 第46条第1項の規定による自動車管理計画の提出をした事業者であって、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの</p> <p>(7) 第52条第1項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をせず、または虚偽の再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をした小売電気事業者</p> <p>(8) 前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者 (公表)</p>	<p>(公表の方法)</p>
<p>第65条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、<u>規則で定めるところにより、その旨を公表</u>することができる。</p>	<p>第34条 条例第65条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 勧告を受けた者の氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 勧告の内容および当該勧告に従わない事実</p> <p>2 前項の公表は、滋賀県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。</p>
<p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。 (財政上および税制上の措置)</p>	
<p>第66条 県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第67条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>	<p>第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
<p>付 則 (施行期日)</p>	<p>付 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 この条例の施行の際現に策定されている改正前の滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（以下「旧低炭素社会づくり条例」という。）第8条第1項に規定する推進計画は、第8条第1項に規定する推進計画とみなす。</p>	<p>2 令和4年度を計画期間の初年度とする事業者行動計画の提出は、第8条第3項の規定にかかわらず、令和4年9月末日までに行うものとする。</p>
<p>3 この条例の施行前に旧低炭素社会づくり条例第20条第3項または第22条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第20条第1項に規定する事業者行動計画（同条第4項（旧低炭素社会づくり条例第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により変更後の事業者行動計画を提出した場合にあっては、当該変更後のもの）は、第25条第3項または第27条第1項の規定により提出された第25条第1項に規定する事業者行動計画とみなす。</p>	<p>3 条例付則第3項の規定により条例第25条第3項または第27条第1項の規定により提出された条例第25条第1項に規定する事業者行動計画とみなされた旧低炭素社会づくり条例第20条第3項または第22条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第20条第1項に規定する事業者行動計画（同条第4項（旧低炭素社会づくり条例第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により変更後の事業者行動計画を提出した場合にあっては、当該変更後のもの）に係る条例第26条第1項に規定する事業者行動報告書の作成については、第12条第1項および別記様式第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>4 この条例の施行前に旧低炭素社会づくり条例第38条第3項において準用する第20条第3項または第40条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第38条第1項に規定する自動車管理計画（同条第3項（旧低炭素社会づくり条例第40条第2項において準用する場合を含む。）において準用する旧低炭素社会づくり条例第20条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した場合にあっては、当該変更後のもの）は、第44条第3項において準用する第25条第3項または第46条第1項の規定</p>	<p>4 条例付則第4項の規定により条例第44条第3項において準用する第25条第3項または第46条第1項の規定により提出された条例第44条第1項に規定する自動車管理計画とみなされた旧低炭素社会づくり条例第38条第3項において準用する第20条第3項または第40条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第38条第1項に規定する自動車管理計画（同条第3項（旧低炭素社会づくり条例第40条第2項において準用する場合</p>

滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則
<p>により提出された第44条第1項に規定する自動車管理計画とみなす。</p> <p>5 この条例の施行前にした旧低炭素社会づくり条例第47条の規定による勧告は、第64条の規定によりした勧告とみなす。</p> <p>6 この条例の施行前にした旧低炭素社会づくり条例第48条第2項の規定による意見を述べる機会の付与であって、この条例の施行の日の前日までに同条第1項の規定による公表の可否の決定がされていないものについては、第65条第2項の規定によりした意見を述べる機会の付与とみなす。 (滋賀県環境審議会条例の一部改正)</p> <p>7 略</p>	<p>を含む。)において準用する旧低炭素社会づくり条例第20条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した場合にあっては、当該変更後のもの)に係る条例第45条第1項に規定する自動車管理報告書の作成については、第21条第1項および別記様式第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(滋賀県行政組織規則の一部改正)</p> <p>5 略 (滋賀県事務委任規則の一部改正)</p> <p>6 略 (滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部改正)</p> <p>7 略</p>

※ 下線は、規則委任している事項

(2) CO₂ネットゼロ社会づくり指針

令和4年滋賀県告示第125号

第1 趣旨

この指針は、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための参考となる事項を定めるとともに、条例第25条第1項に規定する事業者行動計画（以下「事業者行動計画」という。）、条例第44条第1項に規定する自動車管理計画（以下「自動車管理計画」という。）および条例第51条第1項に規定する再生可能エネルギー電気供給拡大計画（以下「再生可能エネルギー電気供給拡大計画」という。）の策定に当たり勘案すべき事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例で使用する用語の例による。

第3 事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

1 事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組に係る基本的な考え方

CO₂ネットゼロ社会づくりは、全ての者の連携および協働の下に推進することが必要であるが、その中でも、事業者は、CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に当たり大きな役割を担う存在である。このことを踏まえ、事業者は、次に掲げる取組を自主的かつ積極的に行うことが期待される。

- (1) 事業者自らが排出する温室効果ガスの量を削減するための取組
- (2) エネルギー消費性能等が優れている製品の製造等、事業活動を通じた他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する取組
- (3) その他CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与することとなる取組

2 事業者によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組の推進事業者は、その事業活動その他の活動を行うに当たり、別表第1に掲げる取組を参考にCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

また、これらの取組を行うに当たっては、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成25年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）ならびに工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号）および旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号）等についても参考にするとする。

第4 県民によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

県民は、その日常生活において、別表第2に掲げる取組を参考にCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

第5 民間団体によるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

民間団体は、別表第3に掲げる取組を参考に、家庭において県民一人ひとりが行う取組をさらに多くの県民に広げる取組に加え、民間団体が自ら、または他の主体との連携・協働により地域におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を行うことが期待される。

第6 事業者行動計画の策定に当たり勘案すべき事項

事業者行動計画の策定に当たって、事業者が勘案すべき事項は、次に掲げるとおりである。

1 CO₂ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針

事業者は、その事業活動を通じたCO₂ネットゼロ社会づくりに向けた取組について、対象となる事業所における基本的な考え方を定めるものとする。この場合において、当該事業者が製品の製造、サービスの提供等の自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組を推進しようとしているときは、当該内容を方針に盛り込んで定めることが望ましい。

なお、当該事業者が環境マネジメントシステムの導入等により既に地球温暖化対策等に関する方針を定めている場合は、その方針を基本的な方針とすることができる。

2 推進体制

事業者は、対象となる事業所における取組を確実かつ円滑に推進するため、責任者を定め、事業所全体または事業者全体で推進するための体制を整備するものとする。

なお、環境マネジメントシステム等により既に体制を整備している場合は、その体制により推進することができる。

3 計画期間

基本的な方針、取組および取組により達成しようとする目標を勘案して定めるものとする。

4 自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況

事業者は、対象となる事業所における計画期間の初年度の前年度の温室効果ガスの排出の量について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第3項および地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条に規定する方法により算定して把握するものとする。

5 自らの温室効果ガスの排出の量の削減のために実施しようとする取組および当該取組により達成しようとする目標

(1) 取組

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、事業活動の特性に応じた取組を定めるものとする。

(2) 目標

ア 事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、これまで実施してきた温室効果ガスの排出の量の削減のための取組等を踏まえ、自らの温室効果ガスの排出の量の削減のための取組に関し、自主的な目標を定めるものとする。

のとする。

イ 目標を定めるに当たっては、目標年度の温室効果ガス排出量、取組により削減する温室効果ガス排出量または取組により削減する温室効果ガス排出量の割合等、可能な限り定量的な目標を定めるものとする。

ウ 定量的な目標を設定する場合における、目標の具体的な設定については、次のとおりとする。

(7) 基準年度および目標年度

基準年度は、計画期間の初年度の前年度、前々年度等、事業者が基準年度として適切であると考えられる年度を設定するものとする。また、目標年度は、計画期間の終了年度とする。

(4) 目標に係る排出量

温室効果ガス排出量に関し定量的な目標を定める場合にあつては、当該目標の根拠となる温室効果ガス排出量については、総排出量または原単位当たりの排出量のいずれを設定してもよいものとする。

また、目標に係る温室効果ガス排出量を算出するに当たって使用する電気の二酸化炭素排出係数については、事業者の取組を適切に反映させるために、基準年度の値に固定する等の設定をしてもよいものとする。

(5) 原単位当たりの排出量を設定する場合の原単位

原単位当たりの排出量を設定する場合における原単位は、当該事業所における温室効果ガス排出量の削減の取組等が適切に反映されると考えられる数量（生産数量、延べ床面積、売上金額等）を設定するものとする。

6 再生可能エネルギー等の利用に関する取組および当該取組により達成しようとする目標

(1) 取組

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、事業活動の特性に応じ、再生可能エネルギー利用設備および再生可能エネルギーを効率的に利用する設備の設置、再生可能エネルギー利用設備により発電された電気の自家消費その他の再生可能エネルギー等の利用に関する取組を可能な限り定めるものとする。

(2) 目標

事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴うエネルギーの使用の状況等を踏まえ、再生可能エネルギー等の利用に関する取組により達成しようとする目標を可能な限り定めるものとする。

7 自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組および当該取組により達成しようとする目標

(1) 取組

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、事業活動の特性に応じ、使用等の段階において消費者の温室効果ガスの排出が削減される製品の製造その他の自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組を可能な限り定めるものとする。

(2) 目標

事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況等を踏まえ、自らの事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組により達成しようとする目標を可能な限り定めるものとする。

8 その他のCO₂ネットゼロ社会づくりのための取組等

事業者は、基本的な方針、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況等を踏まえ、事業活動の特性に応じ、別表第1に掲げる取組を参考に、第5項から第7項までに掲げる取組以外のCO₂ネットゼロ社会づくりのための取組を可能な限り定めるものとする。

第7 自動車管理計画の策定に当たり勘案すべき事項

自動車管理計画の策定に当たって、事業者が勘案すべき事項は、次に掲げるとおりである。

1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

事業者は、その事業活動における自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に向けた取組について、事業者としての基本的な考え方を定めるものとする。

2 推進体制

事業者は、取組を着実かつ的確に実施するため、責任者を定め、事業者全体で推進するための体制を整備するものとする。

3 計画期間

基本的な方針、取組および取組により達成しようとする目標を勘案して定めるものとする。

4 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容

事業者は、別表第1に掲げる取組を参考に、基本的な方針と整合を図りながら、次に掲げる事項に係る取組を定めるとともに、それぞれの達成目標および達成期限を設定するものとする。

(1) 自動車の使用の合理化

(2) 次世代自動車等の導入

(3) 従業員に対する自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する教育

(4) その他の取組

第8 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定に当たり勘案すべき事項

再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定に当たって、小売電気事業者が勘案すべき事項は、次に掲げるとおりである。

1 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための基本的な方針

小売電気事業者は、自らの小売電気事業における再生可能エネルギー電気の供給の拡大に向けた取組について、小売電気事業者としての基本的な考え方を定めるものとする。

2 推進体制

小売電気事業者は、取組を着実かつ的確に実施するため、責任者を定め、小売電気事業者全体で推進するための体制を

整備するものとする。

3 計画期間

基本的な方針、取組および取組により達成しようとする目標を勘案して定めるものとする。

4 再生可能エネルギー電気の供給の拡大を図るための取組の内容

小売電気事業者は、基本的な方針と整合を図りながら、県内への小売供給量に占める再生可能エネルギー電気供給量の割合の拡大を図るための取組を定めるとともに、その達成目標および達成期限を設定するものとする。

5 電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための取組の内容

小売電気事業者は、供給する電気に関する温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を踏まえ、電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための取組を可能な限り定めるものとする。

付 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 日常生活に係る低炭素社会づくり指針（平成23年滋賀県告示第468号）

(2) 事業活動に係る低炭素社会づくり指針（平成24年滋賀県告示第197号）

別表第1（第3関係）

事業者に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（例）

1 事業者自らが排出する温室効果ガスの量を削減するための取組

(1) 一般的事項

ア 推進体制の整備

(7) 取組を効果的に推進するための責任者の設置、役割分担の明確化および経営者による取組方針等の明確化

(4) 担当部署での具体的な取組の立案および組織横断的な検討委員会等の設置

(7) 毎年度の温室効果ガスの排出の量の把握、整理・分析および社内における情報共有体制の整備

(5) 管理マニュアルの作成および社内研修体制の整備

イ エネルギーの使用に関するデータ管理

(7) 年・季節・月・週・日・時間単位等のエネルギー使用量の把握

(4) 設備の稼働状況や運転時間の把握

ウ 設備の運用および保守の管理

(7) 使用状況や季節変動に応じた設備の運用の見直し、エネルギー使用の効率の改善に必要な事項についての管理基準の設定、定期的な計測およびその結果の記録

(4) 定期的な設備の点検・整備による適切な保守管理の実施

(2) ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善

ア 燃料の燃焼の合理化（燃焼設備）

(7) 使用する設備および燃料の種類に応じた空気比の適正化

(4) 複数の燃焼設備を使用する場合の燃焼設備全体としての熱効率の向上

(7) 燃料の性状に応じた適切な運転

イ 加熱および冷却ならびに伝熱の合理化（熱利用設備）

(7) 加熱設備等

a 熱媒体の温度、圧力、量の適正化による熱量の過剰供給の防止

b 工業炉の設備の構造、被加熱物の特性、前後の行程等に応じた熱効率の向上によるヒートパターン（被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化の態様をいう。）の改善

c 被加熱物または被冷却物の量および炉内配置の適正化による過大負荷および過小負荷の防止

d 複数の加熱設備を使用する場合の加熱設備全体としての熱効率の向上

e 加熱を反復して行う工程における工程間の待ち時間の短縮

f 断続運転が可能である場合の運転の集約化

g 不要時の蒸気供給バルブの閉止

h 蒸気の乾き度の維持

(4) 空気調和設備、給湯設備

a 空気調和を施す区画の限定、ブラインドの管理等による負荷の軽減

b 空気調和を施す区画の使用状況等に応じた運転時間、温度、換気回数、湿度等の適正化

c 関西広域連合で取組を呼びかけている温度（夏28℃、冬19℃）を勘案した事務所などでの冷暖房時の室温設定およびエコスタイル（夏はノーネクタイ、ノー上着など、冬は上着、セーターの着用など）の実施

d 外気条件の変動に応じた冷却水温度、冷温水温度、圧力等の設定の適正化

e 空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備が複数の設備で構成されている場合の負荷変動等に応じた稼働台数の調整または稼働機器の選択

f 季節および作業内容に応じた給湯の供給箇所の限定ならびに給湯温度および給湯圧力の適正化

g 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機、ポンプ等で構成されている場合の総合的なエネルギー消費効率の向上

(7) 廃熱の回収利用（廃熱回収設備）

a 排ガスを排出する設備等に応じた排ガス温度の低減および排熱回収率の向上

b 廃熱の回収を行う蒸気ドレンの温度、量、性状の範囲の適正化

c 加熱された固体または流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等の回収利用の範囲の適正化

- d 廃熱の温度、設備の使用状況に応じた廃熱の適正な利用
- (e) 熱の動力等への変換の合理化（発電専用設備およびコージェネレーション設備）
 - a 複数の発電設備の並列運転の際の総合的なエネルギー消費効率の向上
 - b コージェネレーション設備のボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の総合的なエネルギー消費効率の向上および複数のコージェネレーション設備の並列運転の際の総合的なエネルギー消費効率の向上
- (f) 抵抗等による電気の損失の防止（受変電設備および配電設備）
 - a 変圧器および無停電電源装置の稼働台数の調整および負荷の適正な配分
 - b 配電経路の短縮、配電電圧の適正化による配電損失の低減
 - c 進相コンデンサの設置等による受電端における力率の向上
 - d 三相電源に单相負荷を接続させる場合の電圧の不均衡の防止
 - e 電気使用設備の稼働調整を通じた電気の使用の平準化による最大電流の低減
- ウ 電気の動力、熱等への変換の合理化（電気使用設備）
 - (7) 電動力応用設備、電気加熱設備等
 - a 電動力応用設備の電動機の空転の防止および不要時の停止
 - b 複数の電動機を使用する場合の稼働台数の調整および負荷の適正な配分
 - c 流体機械の使用端圧力および吐出量の見直し、負荷に応じた運転台数および回転数の適正化による電動機の負荷の低減ならびに負荷変動幅が定常的な場合の配管やダクトの変更、インペラーカット等の対策の実施
 - d 電気加熱設備における被加熱物の装填方法の改善、無負荷稼働による電気の損失の低減、断熱および廃熱回収利用の適正化による熱効率の向上
 - e 適当な形状および特性の電極の採用ならびに電極間距離、電解液の濃度、導体の接触抵抗等の適正化による電解効率の向上
 - (i) 照明設備、昇降機、事務用機器
 - a 照度を比較的必要としない場所、照明を利用していない場所および時間帯における照明設備の調光による減光または消灯
 - b 利用の少ない時間帯における昇降機の停止階の制限、稼働台数の制限等による運転の効率化
 - c 使用しない時間帯における事務用機器の電源の遮断、低電力モードの設定
- (3) 設備導入等による措置
 - ア ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入（設備改善を含む。）
 - (7) 燃焼設備
 - a 燃焼設備および燃料の種類に適合し、かつ、負荷および燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量および空気比を調整できる燃焼機器の導入、リジェネレイティブバーナー等熱交換器と一体となったバーナーの導入
 - b 通風量および燃焼室内の圧力を調整できる通風装置の導入
 - c 燃焼制御装置の導入
 - d 燃料の燃焼状態の把握および改善に必要な事項の計測のための機器の導入
 - (i) 熱利用設備
 - a 熱交換に係る部分における熱伝導率の高い材料の採用
 - b 熱交換器の増設および配列の適正化による総合的な熱効率の向上
 - c 工業炉の炉壁面等の性状および形状の改善による放射率の向上
 - d 加熱等を行う設備の性状および形状の改善による熱伝達率の向上
 - e 工業炉の炉体、架台、治具、被加熱物を搬入するための台車等の熱容量の低減
 - f 直火バーナーの導入、液中燃焼等被加熱物の直接加熱
 - g 蒸留塔の運転圧力の適正化、段数の多段化等による還流比の低減、蒸気の再圧縮、多重効用化等による蒸留塔の効率の向上および内部熱交換器の導入
 - h 加熱設備等の制御方法の改善による熱利用効率の向上
 - i 被加熱物の水分の事前除去、予熱、予備粉碎等の事前処理の実施
 - j 熱利用設備の小型化および分散配置または蓄熱設備の導入
 - k 熱媒体を用いる加熱設備および乾燥設備等の設置に際しての熱効率の向上、所要動力に見合った容量の設備の導入
 - l 断熱材の厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化、真空断熱等による熱利用設備の断熱性の向上
 - m 開口部の縮小または密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等による遮断等による放散および空気の流入による熱の損失の防止
 - n 熱媒体を輸送する配管の経路の合理化、熱源設備の分散化等による放熱面積の低減
 - o 熱利用設備の回転部分、継手部分等にシールを行う等による熱媒体の漏えいの防止
 - p 開放型の蒸気使用設備、高温物質の輸送設備等へのおおいの設置または閉鎖型の回収装置等による蒸気ドレンの回収による熱の損失の低減
 - q 冷却器および凝縮器への入口温度の低下による熱回収の効率化
 - r 輸送段階での放熱の防止およびスチームセパレーターの採用による加熱等を行う設備で用いる蒸気の乾き度の向上
 - s 多重効用缶による加熱等を行う場合の効用段数の増加による総合的な熱効率の向上
 - t 高温で使用する工業炉と低温で使用する工業炉の組合せ等により熱を多段階利用することによる総合的な熱効率の向上

- u 加熱等の反復を必要とする工程の連続化もしくは統合化または短縮もしくは一部の省略
- v 温水媒体による加熱設備における真空蒸気媒体による加熱
- w 用途に応じた熱源のハイブリッド化の導入
- x 工業炉の炉壁の断熱性の向上による炉壁外面温度の低減
- (7) 廃熱回収設備
 - a 煙道、管等の廃熱温度の維持、伝熱面の性状および形状の改善、伝熱面積の増加等による廃熱回収率の向上
 - b 蓄熱システムの導入
- (8) コージェネレーション設備

需要が十分見込まれる場合の適正規模のコージェネレーション設備の導入
- (9) 電気使用設備
 - a 負荷変動に対する稼働状態の調整を容易にするための設備の導入
 - b 負荷機械の特性および稼働状況に応じた所要出力に見合う電動機の導入
 - c 燃料の燃焼、蒸気、電気等による加熱の特徴を比較勘案した加熱設備の導入
 - d エアークンプレッサーの小型化および分散配置、エア需要に見合う圧力のエアークンプレッサー、ブロワーおよびファンの導入
 - e 自動販売機を設置する場合のセンサーやタイマー等の活用、需要の少ない時間帯の運転停止、照明の自動点消灯等の実施
 - f 適正な配置、配電圧、容量での受変電設備および配電設備の導入
 - g コンピュータの使用等による電気の使用状態の的確な計測管理の実施
 - h 進相コンデンサ等の力率改善のための設備の導入
- (10) 空気調和設備
 - a 区画ごとに個別制御できる設備の導入
 - b 効率の高い熱源設備を使用したヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム、冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合の熱回収システム、熱回収型ヒートポンプおよび廃熱駆動型熱源機の導入
 - c 負荷変動に応じた効率の高い運転が可能な熱源設備および熱搬送設備の導入
 - d 回転数制御装置による変風量システムおよび変流量システムの導入
 - e 空気調和を行う部分の壁、屋根の断熱性の向上、窓の断熱および日射遮へい対策の実施
 - f 配管およびダクトの断熱性の向上
 - g 全熱交換器の導入
 - h 生産設備等により発生する熱の区画外への直接排出、建屋の開口部の閉鎖による負荷の低減
 - i 空気調和の対象範囲の細分化
 - j 室外機の設置の際の通風状態等の確認
 - k 空気効率の改善に必要な事項の計測のための機器の導入および工場エネルギー管理システムまたはビルエネルギー管理システムの導入
 - l 二酸化炭素濃度等に応じた外気量自動制御システム、外気冷房システムおよび省エネ冷却塔の導入
 - m 大温度差送風・送水システムの導入
 - n デシカント外気処理機、顕熱・潜熱分離処理方式、タスク・アンビエント空気調和設備および放射型空気調和設備の導入
 - o 負荷特性等を考慮した熱源のハイブリッド化
- (11) 給湯設備、換気設備、昇降設備等
 - a 負荷変動に応じた運用が可能な給湯設備の導入、使用量に応じた局所式給湯設備の導入
 - b ヒートポンプシステムの導入、潜熱回収設備の導入
 - c 各種センサー等による換気設備の風量の制御
 - d エスカレーターへの人感センサーの導入、エレベーターへの回生制動機能付き設備の導入
- (12) 照明設備
 - a LED照明器具等のエネルギー消費効率の高い照明器具への更新
 - b 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具への更新
 - c 点灯回路等の総合的な照明効率を考慮した照明器具への更新
 - d 照明対象範囲の細分化
 - e 人感センサーの導入およびタイマーの導入
 - f 初期照度補正または調光制御のできる照明設備への更新
- イ その他の排出抑制措置
 - (7) 燃料の選択

単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量が小さい燃料の優先的な選択
 - (4) 再生可能エネルギー等の活用
 - a 太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、小型水力発電設備等の導入
 - b aの再生可能エネルギー利用設備により発電された電気の自家消費
 - c 小売電気事業者からの再生可能エネルギー電気の調達
 - d グリーン電力証書およびグリーン熱証書の購入
 - (7) 未利用エネルギーの活用
 - a 工場排水、下水、河川水、地下水等の温度差エネルギーの有効利用

- b 高温の燃焼ガスまたは蒸気の発電、作業動力等への有効利用、複合発電および蒸気条件の改善による動力等への変換効率の向上
 - c 可燃性廃棄物の燃焼等に伴って発生するエネルギーや燃料の回収利用
 - (e) 連携省エネルギーの取組
 - a 他事業者との連携による余剰エネルギー等の有効利用
 - b 近接する街区・地区や隣接する建築物間におけるエネルギーの融通等のエネルギーの面的利用
 - (f) エネルギーサービス事業者の活用
 - エネルギー供給事業者、ESCO事業者（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者）等によるエネルギー効率改善に関する診断、助言等の活用
- 2 自らの事業活動を通じて他者が排出する温室効果ガスの量の削減に寄与することとなる取組
- (1) 製品の製造等
 - ア 省エネ製品等および省エネ製品等に組み込まれている技術（部品および素材を含む。以下同じ。）の生産
 - イ 省エネ製品等および省エネ製品等に組み込まれている技術の研究開発等
 - (2) サービスの提供等
 - ア 余剰エネルギーの他者への融通により、他者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組
 - イ サービスの利用者が当該サービスを利用することにより温室効果ガスの排出を抑制することとなるサービスの提供
 - ウ 省エネ製品等および省エネ製品等に組み込まれている技術の販売
- 3 その他のCO₂ネットゼロ社会づくりのための取組
- (1) 環境物品等の購入等
 - ア 環境物品等の購入等の推進を図るための基本方針の作成
 - イ グリーン購入実践プラン滋賀登録制度（GPプラン滋賀）への登録
 - (2) 廃棄物の発生の抑制等
 - 廃棄物の発生の抑制および分別等による再資源化の推進
 - (3) 森林の保全および整備
 - ア 琵琶湖森林づくりパートナー協定への参加
 - イ 滋賀県森林CO₂吸収認証制度の活用
 - (4) 従業員の自動車通勤等の抑制
 - ア 通勤用バスの運行等による従業員の自動車通勤の抑制
 - イ 送迎バスの運行等による施設の来場者の自動車利用の抑制
 - (5) 消費者への情報の提供
 - ア 販売または提供する製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における温室効果ガスの排出の量または環境性能等に関する情報の提供
 - イ 自らが行うCO₂ネットゼロ社会づくりの取組に関する情報の提供
 - (6) クレジットの活用
 - ア J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットの生成
 - イ J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットの取得
 - ウ J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットを付した製品等の開発等
 - (7) その他の取組
 - ア 敷地内、壁面、屋上等の緑化
 - イ 従業員に対する環境教育の推進
- 4 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組
- (1) 一般的事項
 - ア 推進体制の整備
 - (7) 温室効果ガスの排出抑制に関する取組を効果的に推進するための責任者の設置、役割分担の明確化および経営者による取組方針等の明確化
 - (4) 担当部署での具体的な取組の立案および組織横断的な検討委員会等の設置
 - (6) 毎年度の燃料消費量に基づく温室効果ガスの排出の量の把握、整理・分析および社内における情報共有体制の整備
 - (e) 管理マニュアルの作成および社内研修体制の整備
 - イ エネルギーの使用に関するデータ管理
 - 自動車ごとの走行距離、燃料消費量等の把握を通じた取組効果の分析
 - ウ 自動車の運用および保守の管理
 - (7) 温室効果ガス排出量の削減を目的とした運転管理、計測・記録および保守・点検についての自主マニュアルの作成
 - (4) 定期的な点検・整備による適切な保守管理の実施
 - (2) 自動車使用の合理化
 - ア 輸送の効率化
 - (7) 荷役・運搬の効率化のための商品の形状またはその荷姿の標準化等の工夫および製品やその包装資材の軽量化または小型化
 - (4) 目的地までの効率的なルートを選定
 - (6) 輸送量や使用目的に応じた適正な車両の使用
 - (e) 他事業者との連携による共同輸配送等の推進および帰り荷の確保
 - (f) 準荷主との調整による取引単位の大規模化等による多頻度少量輸送および曜日・時間を指定した輸送の見直し

- (カ) 出庫時間の調整、道路交通情報通信システム（VICS）の活用等による道路混雑時の輸送の見直し
- イ 積載率の向上
 - 輸送物品の重量、形状、特性等に応じた最適な輸送ロットの決定
- ウ 輸送方法の選択
 - 貨物の適性を踏まえたモーダルシフト（自動車から鉄道および船舶への輸送方法の転換）の推進
- エ 再配達削減
 - 貨物輸送事業者等と連携した消費者による配達予定日時や受取場所の指定、宅配ボックスの共同利用
- (3) 次世代自動車等の導入等
 - ア 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等の次世代自動車等の導入
 - イ 輸送目的に応じた適正な自動車の計画的な導入
 - ウ 蓄熱式暖房マット、蓄冷式ベッドルームクーラー等のエネルギー使用効率に優れた機械器具の導入
- (4) 従業員に対する教育
 - ア エコドライブの推進
 - (7) 急発進および急加速をしないこと、アイドリング・ストップの実施等、環境および安全に配慮したエコドライブの推進
 - (4) エコドライブの具体的な実践方法についてのマニュアル等の整備、周知および講習会等への参加の促進
 - (6) デジタル式運行記録計の活用
 - イ 公共交通機関の利用促進
 - (7) 公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動の推進
 - (4) 「ノーマイカーデー」の実施

別表第2（第4関係）

県民に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組（例）

- 1 エネルギー使用量の把握
 - (1) 環境家計簿（家庭におけるエネルギー使用量を記録することにより、自らのエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量等を把握することができるようにするもの）の利用
 - (2) 省エネナビ等エネルギー使用量の現状を測定・表示する装置の設置
- 2 エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用等
 - (1) エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用
 - ア LED照明への交換
 - イ その他エネルギー消費性能等が優れている家庭用電気機器、ガス機器、水回り機器等の購入または買換時における選択および使用
 - (2) エネルギー消費機器等の効率的な使用
 - ア 空き室、不在時等点灯が不要な場合における照明器具の消灯、視聴していないテレビの電源を切ることその他のエネルギー消費機器等の不使用時のエネルギーの消費を抑制する措置の実施
 - イ 冷蔵庫の扉の開閉回数を減らすことその他のエネルギー消費機器等の効率的な使用
- 3 冷暖房時の適切な温度
 - (1) 冷房時においては28度、暖房時においては20度を目安とした、冷暖房時の温度の適切な調整の実施
 - (2) 適切な服装による冷暖房機の運転の抑制
- 4 環境物品等および県内産の農産物等の購入等
 - (1) リサイクル製品、量り売り・詰め替え製品等の積極的な購入または買換時における選択
 - (2) J-クレジット制度等の制度を活用したクレジットが付された製品等の積極的な購入
 - (3) 県内で生産された農産物等の購入または選択
- 5 廃棄物の発生の抑制等
 - (1) 家庭ごみの発生の抑制および分別等による再資源化
 - (2) 繰り返し利用できる製品等の使用
 - (3) シェアリングサービスの利用
- 6 住宅に係るエネルギーの消費の抑制等の取組
 - (1) 窓からの日射の遮蔽
 - よしず、つる植物等による日射の遮蔽
 - (2) 断熱改修の実施
 - ア 複層ガラス、窓用断熱シートの導入等窓の断熱化の実施
 - イ 外壁、屋根等の断熱改修の実施
 - (3) 再生可能エネルギーの利用
 - ア 太陽光発電設備、太陽熱温水器等の導入
 - イ 再生可能エネルギー電気の購入
 - (4) 県産木材の利用
 - 住宅を建築する際の県産木材の利用
- 7 自動車等に係るエネルギーの消費の抑制等の取組
 - (1) 公共交通機関の利用等への転換
 - 自家用自動車の利用に代えて、鉄道、バス等の公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動への転換
 - (2) 次世代自動車等の購入等

自動車等を購入し、または使用する際の、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等の次世代自動車等の選択

(3) 自動車走行量の抑制等

ア 相乗り等による走行量の抑制

イ 緩やかな発進を行うこと、加減速の少ない運転を行うこと等エコドライブの実施

ウ タイヤの空気圧を適正に維持すること等適正な整備の実施

(4) 再配達削減

配達予定日時や受取場所の指定が可能な場合の指定、自宅への宅配ボックスの設置等

別表第3（第5関係）

地域におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する活動（例）

1 別表第2および次に掲げる取組についての実践活動

(1) エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用等

ア 地域の街灯のLED照明への転換

イ 共同による太陽光発電設備の設置

(2) 自動車等に係るエネルギーの消費の抑制等の取組

カーシェアリング（自動車の共同利用）の実施による自動車走行量の抑制等

(3) 森林の保全および整備

森林の間伐等森林の保全および整備の実施

(4) 農業および水産業に係る取組

共同による堆肥の施用

2 次に掲げる普及啓発活動

(1) 別表第2および前項各号に掲げる取組その他のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組についての出前講座、講演会等の実施

(2) 前号に規定する取組についての啓発資料の作成

(3) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の施行について（通知）

〔 令和4年(2022年)4月1日滋ゼロ推第66号
総合企画部長から各環境事務所長宛 〕

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号。以下「条例」という。）および滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則（令和4年滋賀県規則第10号。以下「規則」という。）が令和4年3月25日に公布、同年4月1日から施行されているところです。

施行にあたり、これまでの事業者行動計画の内容に、再生可能エネルギー等の利用に関する取組およびその目標等を追加するとともに、事業者行動計画および自動車管理計画の標準様式を見直しました。加えて、再生可能エネルギー電気供給拡大計画書制度を新たに定めたところです。

これらの実施に当たっては、下記の事項に留意の上、条例等の適切かつ円滑な施行を図られるよう、通知します。

記

1 制定の趣旨

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題である。平成27年（2015年）の気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定の下、我が国を含む世界各国が、21世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質的にゼロを目指すことを目指して取組を進めているが、急速に進行する地球温暖化は豪雨や猛暑のリスクをさらに高めるなど、その状況はより厳しさを増しており、全世界を挙げて大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められている。

滋賀の森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系や自然界の循環等に育まれた琵琶湖、そして県民生活にも気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの排出量を令和32年（2050年）までに実質的にゼロとする目標をここに掲げる。そして、原子力発電が想定どおり稼働しておらず、かつ、その将来の見通しが不透明な状況であることを認識しつつ、再生可能エネルギーの拡大や省エネルギーの推進などにより化石燃料への依存からの脱却を図り、掲げた目標を実現するとともに、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進めることを決意したところである。

気候変動への対処を契機として、私たちの生活様式や経済活動などあらゆる社会経済構造の変革を推進するとともに、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していく必要がある。

幸いにも私たちには、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた高い環境意識と行動力、本県に集積する製造業の技術力や大学等の知的資源、近江商人に受け継がれてきた「三方よし」の精神など、有形無形の様々な資源がある。これらを総動員してCO₂ネットゼロ社会づくりに果敢に挑戦し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定したものである。

この趣旨を達成するために、本条例により実施されるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する主な取組の概要は、次のとおりである。

(1) 基本的施策等

2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現とともに、環境の確保と県民生活の向上、経済の健全な発展が図りながら持続的に発展することができる「CO₂ネットゼロ社会」の実現に向けて、県、県民、事業者その他の関係者による様々な取組が必要であり、これらの取組を総合的かつ計画的に進めることが重要である。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」という。）においても、県に対し、その自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策の策定が求められているところである。こうしたことから、県は、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けた取組を盛り込んだ推進計画を策定するとともに、一事業者としてもCO₂ネットゼロ社会づくりを推進するため、温室効果ガスの排出削減等に率先して取り組むことを定めた。

(2) 事業活動に係る取組

事業活動に伴う温室効果ガス排出量は、順調に削減が進んでいるものの、依然として本県全体の温室効果ガス排出量の半分近くを占めている。引き続き事業者行動計画書制度を通じて、事業活動における自発的な取組を一層促進する。また、CO₂ネットゼロ社会づくりを、温室効果ガス排出削減とともに地域経済の持続的な発展につなげる観点から、事業活動において求められる取組を拡充した。

(3) 日常生活に係る取組

家庭から排出される温室効果ガスの量は、世帯数の増加、ライフスタイルの変化などにより、2019年度においては、1990年比で約20%増加している。このことから、家庭部門における取組は非常に重要なものとなっている。本条例では、家庭部門における取組が積極的に推進されるようその機運を醸成するため、日常生活において求められる取組を拡充した。

(4) 建築物・まちづくりに係る取組

建築物、まちづくりといったインフラについては、その更新に長期間を要するため、早期の取組が重要となってくる。このことから、本条例では、建築物の新築・増改築時の取組や、開発事業の計画時からの取組の検討を求めることを規定するとともに、県においては県産木材を利用した住宅等の普及促進や、施策の企画立案・実施時において「自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくり」を考慮することを規定した。

(5) 自動車等に係る取組

本県の温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門のCO₂排出量のうち、9割超が自動車由来である。自動車

等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりのための取組として、アイドリング・ストップや自動車管理計画書制度などを定める。

(6) 再生可能エネルギー等の利用等

再生可能エネルギーをはじめ温室効果ガスを排出しないエネルギーへの転換は、CO₂ネットゼロ社会づくりにおける最も重要な取組のひとつである。このことから、本条例では、再生可能エネルギー等の積極的な利用や再生可能エネルギーの地産地消、水素エネルギーの利用の取組を定める。一方、近年、再生可能エネルギー発電施設の整備による周辺環境の破壊が問題となるなど、再生可能エネルギーの利用を促進する上で、地域との共生に十分な配慮が必要であることから、この観点からも規定を設けた。また、再生可能エネルギーの利用拡大を図る前提として、再生可能エネルギーの供給の拡大が求められることから、電気小売事業者による自発的な取組を促すため、再生可能エネルギー供給拡大計画書制度を設けた。

(7) 気候変動適応

温室効果ガスの排出削減を進める間も、気候変動の影響は避けられないと言われている。気候変動適応の取組を進めるための基本的な考え方や、気候変動適応センターの体制整備、情報提供について規定した。

2 本条例の目的

本条例の目的は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関し、基本理念を定め、および県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、県の基本的な施策、事業活動および日常生活における取組等に関する事項を定めることにより、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、併せて地球温暖化の防止に資することである。(条例第1条)

3 用語

(1) CO₂ネットゼロ社会

環境や県民生活、経済の状況に関係なく、単に温室効果ガスの排出量の削減等がされた社会は、本県が目指すべき持続可能な社会とはいえない。このことから、本県が目指すべきCO₂ネットゼロ社会とは、気候変動影響に適切に対応しつつ、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を保ち、そのための取組を通じて健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上、経済の健全な発展が統合的に実現される社会であると定義した。(条例第2条第1項)

(2) 温室効果ガス

本条例では、温室効果ガスを、温暖化対策推進法第2条第3項に規定する温室効果ガスおよびその他規則で定める地球温暖化をもたらす程度の大きい物質と定義しており、このうち前者は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書で定める温室効果ガスと同じである。後者に関しては、現在のところ、規則で定めるとしている地球温暖化をもたらす程度の大きい物質は規定しておらず、今後国の動向を見据えて検討することとしている。(条例第2条第3項、規則第3条)

(3) 再生可能エネルギー

本条例では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスおよびその他規則で定める化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できるものを定義しており、これは再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法と同様である。現在のところ、前段に列挙した再生可能エネルギー源以外の規則で定めるものについては規定しておらず、今後国の動向を見据えて検討することとしている。(条例第2条第5項)

4 基本理念

本条例では、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進するに当たり、どのようなことを踏まえる必要があるかについて、基本理念という形で次の5項目を示した。(条例第3条)

- (1) CO₂ネットゼロ社会の実現のためには、生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造を転換する必要があること。
- (2) 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に、推進する必要があること。
- (3) 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、日常生活、事業活動等様々な分野における取組を総合的に行う必要があること。
- (4) 健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上ならびに新たな産業および雇用の機会の創出その他の経済の健全な発展を統合的に推進する必要があること。
- (5) 地域資源の有効利用を図ることにより、地域の活性化に資するよう推進する必要があること。

5 責務

(1) 県の責務

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を、市町その他の地方公共団体、国、県民、事業者等と連携協力の上、策定し、実施することとした。さらに、県は、県民、事業者等がCO₂ネットゼロ社会づくりに関して行う取組の促進を図るため、必要な情報の提供その他の措置を講ずることとした。(条例第4条)

(2) 事業者の責務

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量は県域の排出量の約半数を占めており、また製品やサービスの提供といった事業活動がその購入者や利用者など他者の温室効果ガスの排出削減等にも貢献することから、事業者のCO₂ネットゼロ社会づくりに果たす役割は極めて大きい。こうしたことから、事業者は、他の者の温室効果ガスの排出削減等に寄与するための取組を含んだ温室効果ガスの排出削減等のための取組等を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力しなければならないこととした。(条例第5条)

(3) 県民の責務

県民のCO₂ネットゼロ社会づくりに果たす役割は極めて重要であることから、県民は、温室効果ガスの排出削減等のための取組等を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力しなければならないこと

とした。(条例第6条)

(4) 滞在者および旅行者の責務

本県の観光入込客数は増加傾向にあり、CO₂ネットゼロ社会づくりには滞在者および旅行者の協力も必要であることから、滞在者および旅行者は、県内における取組に協力するよう努めなければならないこととした。(条例第7条)

6 CO₂ネットゼロ社会づくりに関する基本的施策等

(1) 推進計画

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民等の意見を反映させる措置を講ずるとともに、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会の意見を聴いて、「推進計画」を策定し、県ホームページへの掲載等の方法により公表することとした。

ここでいう「CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策」には、県の事務および事業におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組、すなわち一事業者としての県の取組を含むものである。(条例第8条、規則第4条第1項)

(2) 施策の実施状況の公表

県は、毎年1回、温室効果ガス総排出量を含む、推進計画に基づく施策の実施の状況を、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会に報告するとともに、県ホームページへの掲載等の方法により公表することとした。(条例第9条、規則第5条)

(3) CO₂ネットゼロ社会づくり指針

県は、県民等のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するための「CO₂ネットゼロ社会づくり指針」を定め、公表することとした。このCO₂ネットゼロ社会づくり指針は、事業活動、日常生活等といった、それぞれの分野の取組の参考としてもらう等のために策定するものであり、県公報による告示により公表することとしている。(条例第10条、規則第6条)

(4) 推進体制の整備

CO₂ネットゼロ社会づくりでは、関係者と連携および協働して様々な分野の取組を進めていくことが重要である。このため、県民、事業者および民間団体と連携して、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとした。(条例第11条)

(5) 調査研究および産業の育成振興

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する最新の情報の把握に努め、効果的な地球温暖化対策や気候変動適応策の調査研究などCO₂ネットゼロ社会づくりに関する調査研究を推進するとともに、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興に努めるものとした。(条例第12条)

(6) CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報の提供等

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりの必要性について、県民等の理解を深めるため、これらの者による主体的かつ積極的なCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を促進するため、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報および意見を交換する機会の提供など必要な措置を講ずるものとした。(条例第13条)

(7) 環境学習の推進

県は、滋賀県環境学習の推進に関する条例(平成16年滋賀県条例第28号)の基本理念にのっとり、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る環境学習を推進するものとした。(条例第14条第1項)

(8) 人材の育成等

県は、温暖化対策推進法第37条第1項の規定により知事が委嘱した滋賀県地球温暖化防止活動推進員が、CO₂ネットゼロ社会づくりに係る環境学習の推進など地域におけるCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組において積極的な役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとした。(条例第14条第2項)

また、併せて大学その他の教育研究機関と連携して、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識または技術を有する人材の育成に努めるものとした。(同条第3項)

(9) 県の率先実施

県は、その事務および事業に関し、省エネルギーの推進、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギー利用の推進、グリーン購入の推進、廃棄物の発生抑制等などに関する取組を率先して行うものとした。(条例第15条)

(10) CO₂ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等

県は、(9)の一事業者としての取組以外の事務および事業の企画立案および実施に当たっても、CO₂ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう、必要な措置を講ずるものとした。(条例第16条)

7 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

(1) エネルギー使用量の把握

事業者は、より効果的な温室効果ガスの排出削減のための取組を行うことができるよう、その事業活動に伴うエネルギー使用量の把握に努めなければならないこととした。(条例第17条)

(2) 事業者が取り組むよう努めるべき事項

事業者が行うよう努めるべきCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組として、次の事項を定めた。(条例第18条～第21条)

ア 省エネルギー性能が優れた機械器具等の使用およびその際の効率的な使用

イ 冷暖房時の適切な温度設定ならびに従業員のいわゆるクールビズおよびウォームビズに対する配慮

ウ いわゆるグリーン購入およびグリーン購入を推進するための方針の策定

エ 廃棄物の発生抑制等および廃棄物処理に当たっての温室効果ガスの排出削減

(3) CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等

社会全体で温室効果ガスの排出削減を進めるためには、様々な場面で利用される製品やサービスについても、より温室効果ガスの排出の少ないもの等に変えていく必要がある。このため、事業者は、CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品等の開発または販売もしくは提供を行うよう努めなければならないこととした。(条例第22条第1項)

また、CO₂ネットゼロ社会づくりを本県経済の活性化につなげていくために、県としても、関係者の交流の機会の提供等必要な支援を行うこととした。(同条第2項)

(4) 温室効果ガスの排出の量に関する情報等の提供

CO₂ネットゼロ社会づくりを進める上で、消費者の消費行動の変容が重要である。製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における温室効果ガスの排出の量に関する情報等、消費者の選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととした。(条例第23条)

(5) 温室効果ガス排出削減量等の販売等

事業者は、県内における温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与することができるよう、可能な限り、自らの取組により創出したクレジットの販売やクレジットが附帯した製品等の開発等に努めるとともに、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難である場合には、可能な限り、クレジットの購入等により埋め合わせに努めなければならないこととした。(条例第24条第1項、同条第2項)

また、県としても、クレジットの利用の活性化を図るため、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとした。(同条第3項)

(6) 事業者行動計画

ア 対象となる事業者

事業者行動計画の策定および提出を義務づける事業者は、排出する温室効果ガスの種類に応じて、次の要件により限定することとした。(条例第25条第1項、規則第7条)

(7) エネルギー起源二酸化炭素

エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の多い事業者については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)に準じて、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業所を有する事業者とする。なお、基準となるエネルギー使用量の算定方法については、省エネ法の算定方法によることとした。

(イ) エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素および他の温室効果ガス

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量の多い事業者については、温暖化対策推進法に準じて、前年度(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄および三ふっ化窒素については前年。ウにおいて同じ。)のそれぞれの温室効果ガスの排出量が二酸化炭素換算で3,000トン以上の事業所を有する事業者であって、常時使用する従業員の数が21人以上のものとする。

基準となるそれぞれの温室効果ガスの排出量の算定方法については、温暖化対策推進法の算定方法によることとした。

常時使用する従業員とは、事業者行動計画を提出する年の前年の4月1日現在において在籍する従業員であって、期間を定めずに使用されている者もしくは1箇月を超える期間を定めて使用されている者または同年の2月中および3月中にそれぞれ18日以上使用されていた者をいう。

イ 事業者行動計画の策定

対象となる事業者は、条例第10条第1項に基づくCO₂ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、事業所ごとに事業者行動計画を策定しなければならない。(条例第25条第1項)この場合、県内に複数の事業所を有する事業者にあっても、事業所ごとに事業者行動計画を策定するものとする。

ウ 事業者行動計画の内容

事業者行動計画には、①計画期間、②基本的な方針、③推進体制、④これまでに実施した取組、⑤自らの温室効果ガス排出量削減のための取組およびその目標、⑥事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出削減に寄与する取組およびその目標、⑦再生可能エネルギー等の利用に関する取組およびその目標、⑧その他の取組ならびに⑨計画提出の前年度の温室効果ガスの排出量に関する事項を定めるものとしている。(条例第25条第2項、規則第8条第2項)

事業者行動計画の内容については、事業者の自主性に委ねるものであり、取組の実施により達成しようとする目標について指針値等を設けるものではない。

事業者行動計画に定める内容のうち、⑥事業活動を通じて他者の温室効果ガスの排出削減に寄与する取組およびその目標および⑧その他の取組に関する事項については、業種等により定めることが困難である事業者もあると考えられること等から、可能な限り定めることとしている。

また、④これまでに実施した取組については、基本的な方針、今後実施しようとする取組およびその目標との関係が必要がある場合が想定されることから、計画に定める項目として設けたものであり、必ずしも事業者行動計画に定めなければならないものではない。

なお、⑤自らの温室効果ガス排出量削減のための取組に関して、事業者行動計画の提出義務の要件に該当しない温室効果ガスの排出量削減のための取組に関する事項については、必ずしも計画に定めなくともよい。

エ 事業者行動計画の提出

対象となる事業者は、事業者行動計画を策定したときは、当該事業者行動計画を知事に提出しなければならないこととした。(条例第25条第3項、規則第8条第3項)

この場合、事業者行動計画の提出は、事業者行動(計画・変更計画・報告)書(規則別記様式第1号)により行うものとしている。本様式においては、計画の内容に関する部分は「別添のとおり」として、既に行われている事業所での取組等への配慮から規則で特に様式は定めていないが、添付書面として別記標準様式第1号を標準的な様式として提示するものとする。

なお、ウに掲げる事項を全て具備しているのであれば、別記標準様式第1号に代えて事業者が独自に工夫した様式を添付して提出することとして差し支えない。

提出の期限は、計画期間の初年度の7月末日までとしているが、令和4年度については、令和4年改正規則付則第2項の規定により、9月末日までに提出すればよいものとした。

オ 事業者行動計画の変更

事業者行動計画を提出した事業者は、その内容を変更したときは、軽微な事項の変更を除いて、遅滞なく、変更後の計画を知事に提出しなければならないこととしている。(条例第25条第4項、規則第9条)

ここで、軽微な変更とは、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わない変更としている。なお、軽微な変更の場合であっても、変更後の計画を提出することは可能である。

カ 氏名等の変更の届出

事業者行動計画を提出した事業者は、氏名、住所等に変更があった場合または事業所を廃止した場合に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。(条例第25条第5項、規則第10条)

この場合、氏名等の変更の届出は、事業者行動計画に係る氏名等変更届出書(規則別記様式第2号)により行うものとし、事業所の廃止の届出は、事業者行動計画に係る事業所廃止届出書(規則別記様式第3号)により行うものとした。

キ 事業者行動計画の公表

事業者行動計画の提出があったときは、知事は、事業者行動計画の内容を県ホームページに掲載して公表することとしている。(条例第25条第6項、規則第11条)

(4) 事業者行動報告書

ア 事業者行動報告書の作成

事業者行動計画を提出した事業者は、提出の翌年度以降毎年1回、事業者行動計画の実施状況を記載した事業者行動報告書を作成し、知事に提出しなければならないこととした。(条例第26条第1項、規則第12条第1項)

この場合、事業者行動報告書の提出は、事業者行動(計画・変更計画・報告)書(規則別記様式第1号)に、取組の実施状況および当該取組により達成しようとする目標の進捗に対する自己評価ならびに報告対象年度の温室効果ガス排出量を記載した書面を添付して行うものとしている。事業者行動計画書と同様、この添付書面の様式は規則では定めていないが、別記標準様式第1号を標準的な様式として提示するものとする。

なお、上記事項を全て具備しているのであれば、別記標準様式第1号に代えて事業者が独自に工夫した様式を添付して提出することとして差し支えない。

提出の期限は、毎年度7月末日までとしている。

イ 事業者行動報告書の公表

事業者行動報告書の提出があったときは、知事は、事業者行動報告書の内容を県ホームページに掲載して公表することとしている。(条例第26条第2項、規則第12条第2項)

(5) 対象事業者以外の事業者による計画の策定等

事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者以外の事業者においても、計画を策定し、および提出することができることとし、計画の変更、報告書の提出等については対象事業者の規定を準用することとした。(条例第27条、規則第13条)

この場合、計画の提出の期限については、特に定めるものではないが、義務対象事業者の例によることが望ましい。また、計画書等作成の負担軽減の観点から、別記標準様式第2号についても標準的な様式として提示するものとする。

なお、報告書については、義務対象事業者と同様、毎年7月末日までに提出することとなる。

8 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

(1) エネルギー使用量の把握

エネルギー使用量を把握することは具体的な取組につながることから、県民は、その日常生活に伴うエネルギー使用量の把握に努めなければならないこととした。(条例第28条)

(2) 県民が取り組むよう努めるべき事項

県民が行うよう努めるべきCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組として、次の事項を定めた。(条例第29条～第32条)

ア 省エネルギー性能が優れた機械器具等の使用およびその際の効率的な使用

イ 冷暖房時の適切な温度設定

ウ 購入物品等の選択時の温室効果ガスの排出の量に関する情報の把握およびいわゆるグリーン購入

エ 廃棄物の発生抑制等

(3) 温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等

県民も、排出量のクレジットの利用の活性化に資するため、クレジットが附帯した製品等の選択等の取組を行うよう努めなければならないこととした。(条例第33条)

9 建築物およびまちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出の削減等

建築物の新築、修繕または建築物への建築設備の設置等をしようとする者は、エネルギー使用設備の高効率化などのエネルギー使用の合理化や、外壁や窓の断熱などの建築物に係るエネルギー消費性能の向上、再生可能エネルギーの利用等、温室効果ガスの排出削減等の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(条例第34条第1項)

また、県としても、これらの取組が進むよう情報提供等の必要な措置を講ずるものとした。(同条第2項)

(2) 県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに資する住宅の普及の促進を図るため、森林所有者、事業者および民間団体と連携して、県内産の木材を利用した住宅、エネルギー消費性能の向上のための措置が講じられた住宅の普及などの必要な措置を講ずるものとした。(条例第35条)

(3) 開発事業に係る事業計画の立案段階における検討

大規模な工場や施設等については、その立地計画段階からCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組の検討を行うことが重要であることから、建築物等の施設整備を伴う開発事業を行おうとする者は、当該開発事業に係る事業計画の企画立案の段階において、建設予定の施設における再生可能エネルギーの利用や、施設利用者の来場時や従業員の通勤時などにおける自動車等の使用の抑制など、CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与するための取組の実施を検討するよう努めなければならないこととした。(条例第36条)

(4) 自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進

県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、地域の実情に応じて、居住および日常生活のために必要な機能を集積させ、かつ、公共交通網の維持および充実ならびに公共交通機関の利便性の向上を図ること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりを促進するものとした。(条例第37条)

10 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

(1) 公共交通機関の利用等への転換

県民および事業者は、自動車等の利用に伴う温室効果ガスの排出削減を図ることによりCO₂ネットゼロ社会づくりを推進するため、可能な限り、自動車等の使用に代えて、公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動に努めなければならないこととした。(条例第38条)

なお、専ら自動車等を使用して事業を行う事業者については、本規定の適用は困難であるため、適用除外とし、条例第39条～第41条により温室効果ガスの排出削減を図ることとしている。

また、地域や個人の事情によっては、公共交通機関や自転車の利用等が困難な場合もあることから、本規定については、可能な限り実施に努めることとしている。

(2) 次世代自動車等の購入等

自動車等を購入または使用する者は、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車など温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等を購入し、または使用するよう努めなければならないこととした。(条例第39条第1項)

次世代自動車等の普及を進めるためには、購入者や利用者のニーズに応じた次世代自動車等の選択肢の充実も求められる。そこで、自動車等を製造し、販売し、または有償で貸し渡す事業者は、次世代自動車等の開発、製造、販売または貸渡しを行うよう努めなければならないこととした。(同条第2項)

(3) 自動車等の適切な運転等

自動車等を使用し、または所有する者は、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を最小限度にとどめるため、当該自動車等の適切な運転および適正な整備に努めなければならないこととした。(条例第40条)

(4) 自動車等による物資の輸送の合理化等

事業者は、自動車等による物資の輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、配送の共同化、効率性の高い輸送手段の選択その他の輸送の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。(条例第41条第1項)

また、事業者および県民は、貨物等の発送および受取に当たっては、受取人の不在等の事由により再配達を必要を生じないよう努めなければならないこととした。(同条第2項)

(5) アイドリング・ストップ

自動車等を運転する者は、駐車をする場合にはアイドリング・ストップ(原動機の停止)を行わなければならない。この場合において、駐車とは、①客待ち、荷待ち、貨物の積卸し等により自動車等を5分を超えて継続的に停止させている場合、および②自動車等を停止させ、運転者が自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にある場合を指し、信号、踏切および渋滞等による運転者の意思によらない自動車等の停止は含まない。

なお、消防用自動車や救急用自動車などの緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合の他、規則第14条各号に掲げる場合には本規定の適用を除外することとしているが、このうち同条第8号に規定するやむを得ない事情があるものとして知事が認める場合は、夏期や冬期におけるバスやタクシー等の客待ちの場合とする。(条例第42条、規則第14条)

(6) 駐車場設置事業者等のアイドリング・ストップに係る責務

駐車場施設を設置または管理する事業者は、駐車場施設の利用者に、アイドリング・ストップの実施を求めるよう努めなければならない。また、駐車面積が500平方メートル以上の駐車場施設の設置・管理事業者は、施設の利用者に、アイドリング・ストップを実施すべきことを周知する措置を講じなければならない。(条例第43条、規則第15条)

対象は、あくまでも事業者であるため、個人がその住居に自身のための駐車スペースを設置する場合などは対象外である。また、駐車場の設置目的が営利であるか非営利であるかを問わず、例えば製造業者がその従業員の通勤のために駐車場を設置する場合や、自治会などの団体が会員の集会のために駐車場を設置するような場合も含む。

駐車面積とは、自動車の駐車のために供する部分の面積であり、通路や植栽は含まないものとする。なお、同一敷地内に駐車面積500平方メートル未満の駐車場が分散している場合にあつては、合計面積で判断するものとする。

周知の方法は、看板や張り紙等の掲示、駐車券への標語の印刷、施設内での放送の実施など駐車場の実態に合わせて有効な方法を講じるものとする。

(7) 自動車管理計画

ア 自動車管理計画の策定

県内に使用の本拠を有する、事業用の自動車を100台以上使用する事業者は、自動車管理計画を策定しなければならない。(条例第44条第1項、規則第16条)

事業用の自動車とは、自ら保有する自動車およびリース使用車に加えて、事業者が年間を通じた継続的な契約により実質的な支配下に置く貨物運送業者の自動車(備車)を含むものとする。ただし、二輪自動車、ブルドーザーやフォークリフトなど限られた場所で使用する特殊自動車、販売店で展示用として用いる自動車、レンタカーや教習用の自動車、消防車等の緊急自動車等については、使用台数から除外するものとする。(規則第16条第1項)

事業者は、所管する県下の事業所を取りまとめて自動車管理計画を策定することとするが、事業所ごとに計画を策定の方が実効性を担保することができる場合は、個々に策定することとして差し支えない。なお、県内の事業所では自動車の管理を行っていないため自動車管理計画の策定が困難な場合には、本社等自動車の管理を所管する部門に策定を求めるものとする。

イ 自動車管理計画の内容

自動車管理計画には、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、計画期間、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出削減を図るための基本的な方針、推進体制および自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出削減に関する取組の内容に関する事項を定めなければならない。(条例第44条第2項、規則第17条第2項)

自動車管理計画の内容についても、事業者の自主性に委ねるものであり、計画の目標について指針値等を設けるものではない。ただし、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の内容については、少なくとも、自動車の使用の合理化、次世代自動車等の導入等および従業員に対する教育に関する内容について検討を求めるものとする。

ウ 自動車管理計画の提出

対象となる事業者は、自動車管理計画を策定したときは、当該自動車管理計画を知事に提出しなければならない。(条例第44条第3項、規則第17条第3項)

この場合、自動車管理計画の提出は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)により行うものとしている。本様式においても、計画の内容に関する部分は「別添のとおり」として規則で特に様式は定めていないが、添付書面として別記標準様式第3号を標準的な様式として提示するものとする。

なお、イに掲げる事項を全て具備しているのであれば、別記標準様式第3号に代えて事業者が独自に工夫した様式を添付して提出することとして差し支えない。

提出の期限は、事業者行動計画と同様、計画期間の初年度の7月末日までとしている。なお、自動車管理計画については、特に記載項目の変更はないため、提出期限の延長の経過措置は設けていない。

エ 自動車管理計画の変更

自動車管理計画を提出した事業者は、その内容を変更したときは、軽微な事項の変更を除いて、遅滞なく、変更後の計画を知事に提出しなければならない。(条例第44条第3項、規則第18条)

ここで、軽微な変更とは、事業者行動計画と同様、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わない変更としている。

なお、軽微な変更の場合であっても、変更後の計画を提出することは可能である。

オ 氏名等の変更の届出

自動車管理計画を提出した事業者は、氏名、住所等に変更があった場合に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。(条例第44条第3項、規則第19条)

この場合の届出は、自動車管理計画に係る氏名等変更届出書(規則別記様式第5号)により行うものとした。

カ 自動車管理計画の公表

自動車管理計画の提出があったときは、知事は、自動車管理計画の内容を県ホームページに掲載して公表することとしている。(条例第44条第3項、規則第20条)

(8) 自動車管理報告書

ア 自動車管理報告書の作成

自動車管理計画を提出した事業者は、提出の翌年度以降毎年1回、自動車管理計画の実施状況を記載した自動車管理報告書を作成し、知事に提出しなければならないこととした。(条例第45条第1項、規則第21条第1項)

この場合、自動車管理報告書の提出は、自動車管理(計画・変更計画・報告)書(別記様式第4号)に、取組の実施状況を記載した書面を添付して行うものとしている。自動車管理計画書と同様、この添付書面の様式は規則では定めていないが、別記標準様式第3号を標準的な様式として提示するものとする。

なお、上記事項を全て具備しているのであれば、別記標準様式第3号に代えて事業者が独自に工夫した様式を添付して提出することとして差し支えない。

提出の期限は、毎年度7月末日までとしている。

イ 自動車管理報告書の公表

自動車管理報告書の提出があったときは、知事は、自動車管理報告書の内容を県ホームページに掲載して公表することとしている。(条例第45条第2項、規則第21条第2項)

(9) 対象事業者以外の事業者による計画の策定等

県内に使用の本拠を有する規則で定める自動車を規則で定める台数以上使用する事業者以外の事業者においても、計画を策定し、および提出することができることとし、計画の変更、報告書の提出等については対象事業者の規定を準用することとした。(条例第46条、規則第22条)

この場合、計画の提出の期限については、特に定めるものではないが、義務対象事業者の例によることが望ましい。なお、報告書については、義務対象事業者と同様、毎年7月末日までに提出することとなる。

11 再生可能エネルギー等の利用等

(1) 再生可能エネルギー等の積極的な利用

県民および事業者は、再生可能エネルギー等の積極的な利用に努めなければならないこととした。(条例第47条)

(2) 地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等

県民および事業者は、地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの地産地消に努めなければならないこととした。(条例第48条第1項)

地域の再生可能エネルギー源が地域の実情に応じて有効活用されるよう、県としても、関係者の連携の促進、情報提供等の必要な措置を講ずるものとした。(同条第2項)

また、事業者は、廃熱等の未利用エネルギーの有効利用に努めなければならないこととした。(同条第3項)

(3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等

近年、再生可能エネルギー発電設備の設置を巡って、開発に伴う自然環境の破壊等 がしばしば問題となっている。そこで、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減その他の自然環境の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活環境の確保に配慮するよう努めなければならないこととした。(条例第49条)

(4) 水素エネルギーの利用の促進

県は、水素エネルギーの利用の促進を図るため、水素エネルギーの供給体制の整備および需要の拡大に向けた事業者その他の関係者の間の連携の促進、水素エネルギーの利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとした。(条例第50条)

(5) 再生可能エネルギー電気供給拡大計画

ア 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の策定

県内に電気の小売供給を行っている小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画を策定しなければならない。(条例第51条第1項)

なお、小売電気事業者には、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む。

イ 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の内容

再生可能エネルギー電気供給拡大計画には、CO₂ネットゼロ社会づくり指針を勘案して、①計画期間、②再生可能エネルギー電気の供給拡大を図るための基本的な方針、③推進体制、④再生可能エネルギー電気の供給拡大を図るための取組の内容、⑤前年度の県内への再生可能エネルギー電気等の供給量、⑥これまでに実施した再生可能エネルギー電気供給拡大を図るための取組および⑦電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のための取組に関する事項を定めなければならない。(条例第51条第2項、規則第23条第2項)

再生可能エネルギー電気供給拡大計画の内容についても、事業者の自主性に委ねるものであり、計画の目標について指針値等を設けるものではない。

ウ 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出

対象となる事業者は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画を策定したときは、当該再生可能エネルギー電気供給拡大計画を知事に提出しなければならない。(条例第51条第3項、規則第23条第3項)

この場合、再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出は、再生可能エネルギー電気供給拡大（計画・変更計画・報告）書（別記様式第6号）により行うものとしている。本様式においても、計画の内容に関する部分は「別添のとおり」として規則で特に様式は定めていないが、添付書面として別記標準様式第4号を標準的な様式として提示するものとする。

なお、イに掲げる事項を全て具備しているのであれば、別記標準様式第4号に代えて事業者が独自に工夫した様式を添付して提出することとして差し支えない。

提出の期限は、計画期間の初年度の9月末日までとしている。

エ 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の変更

再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出した事業者は、その内容を変更したときは、軽微な事項の変更を除いて、遅滞なく、変更後の計画を知事に提出しなければならない。(条例第51条第3項、規則第24条)

ここで、軽微な変更とは、事業者行動計画と同様、基本的な方針の内容の実質的な変更を伴わない変更としている。

なお、軽微な変更の場合であっても、変更後の計画を提出することは可能である。

オ 氏名等の変更の届出

再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出した事業者は、氏名、住所等に変更があった場合に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。(条例第51条第3項、規則第25条)

この場合の届出は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画に係る氏名等変更届出書（規則別記様式第7号）により行うものとした。

カ 再生可能エネルギー電気供給拡大計画の公表

再生可能エネルギー電気供給拡大計画の提出があったときは、知事は、再生可能エネルギー電気供給拡大計画の内容を県ホームページに掲載して公表することとしている。(条例第51条第3項、規則第26条)

(6) 再生可能エネルギー電気供給拡大報告書

ア 再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の作成

再生可能エネルギー電気供給拡大計画を提出した事業者は、提出の翌年度以降毎年1回、再生可能エネルギー電気供給拡大計画の実施状況を記載した再生可能エネルギー電気供給拡大報告書を作成し、知事に提出しなければならないこととした。(条例第52条第1項、規則第27条第1項)

この場合、再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出は、再生可能エネルギー電気供給拡大（計画・変更計画・報告）書（別記様式第6号）に、取組の実施状況を記載した書面を添付して行うものとしている。再生可能エネルギー電気供給拡大計画書と同様、この添付書面の様式は規則では定めていないが、別記標準様式第4号を標準的な様式として提示するものとする。

なお、上記事項を全て具備しているのであれば、別記標準様式第4号に代えて事業者が独自に工夫した様式を添付して提出することとして差し支えない。

提出の期限は、毎年度9月末日までとしている。

イ 再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の公表

再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出があったときは、知事は、再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の内容を県ホームページに掲載して公表することとしている。(条例第52条第2項、規則第27条第2項)

地産地消の推進を始め、農業・水産業の分野におけるCO₂ネットゼロ社会づくりの取組は、将来にわたり持続的で発展性のある農業・水産業の振興を図る観点からも重要である。なお、県では、CO₂ネットゼロ社会の実現に貢献する農業および水産業の推進を図るための総合的な指針として、「滋賀県農業・水産業基本計画」を令和3年10月に農政水産部において策定したところであり、これを踏まえて具体的な取組を推進していくこととなる。

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動

農業または水産業を営む者についても、その他の事業者と同様、省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用に努めなければならないこととするとともに、特に農業に特有の取組として、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理など、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならないこととした。(条例第53条第1項)

また、県は、温室効果ガスの排出の量がより少ない農業および水産業の育成振興に努めるものとした。(同条第2項)

(2) 地産地消

県民および事業者は、農畜水産物の輸送に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るため、地産地消を積極的に行うよう努めなければならないこととした。(条例第54条第1項)

また、県は、地産地消を推進するため、生産の振興、情報の提供、普及啓発など必要な措置を講ずるものとした。(同条第2項)

13 森林等による吸収作用の保全等

森林の多面的機能、とりわけ森林の有する二酸化炭素の吸収作用は大気中の温室効果ガスの削減に大きな役割を果たすことが期待されており、そのためには森林の保全および整備等が重要となることから、これについて規定した。

(1) 県民等の責務

県民、森林所有者、事業者および民間団体は、琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)の基本理念にのっとり、森林の有する二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携して、森林の適切な保全および整備を行い、県内産の木材など森林資源の利用を推進するよう努めなければならないこととした。(条例第55条第1項)

(2) 県の責務

県は、上記作用に関する県民等の理解を深めるため情報の提供、森林整備により創出されたクレジット取引の活性化等の必要な措置を講ずるとともに、県民等と連携して、間伐、更新等の森林の保全および整備に必要な措置を講ずるものとした。(条例第55条第2項)

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)も踏まえ、県内の建築物における県内産の木材の利用の推進など、県内産の森林資源の利用の推進に必要な措置を講ずるものとした。(条例第55条第3項)

14 気候変動適応

(1) 気候変動適応に関する施策の推進

県は、地域の特性を踏まえ、気候変動影響による被害の防止または軽減および地球温暖化その他の気候の変動により生ずる新たな事業の機会の活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとした。(条例第56条)

(2) 気候変動適応センターの体制の確保等

気候変動適応法(平成30年法律第50号)第13条第1項に規定する気候変動適応センターの体制を確保するとともに、同センターで収集、整理および分析を行った気候変動影響および気候変動適応に関する情報の効果的な活用を努めるものとした。(条例第57条)

(3) 気候変動適応に関する情報の提供等

県は、気候変動適応の重要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、気候変動適応に関する情報の提供の必要な措置を講ずるものとした。(条例第58条)

15 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会

(1) 審議会の設置

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。(条例第59条第1項)

審議会では、推進計画の策定に関する事項やCO₂ネットゼロ社会づくりに関する知事の諮問事項等について調査審議を行う。(同条第2項)

(2) 審議会の組織等

審議会の組織や委員について定める。(条例第60条)

16 その他

(1) 顕彰

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとした。(条例第61条)

(2) 指導および助言

知事は、県民等のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組に関し、必要な指導および助言をすることができることとした。(条例第62条)

(3) 報告徴収および立入調査

知事は、関係者に対して、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類等を調査させることができることとした。(条例第63条)

(4) 勧告等

知事は、本条例に規定する義務を履行しない者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、勧告を受けた者が、正当な理由なく、勧告に従わなかったときは、その者の氏名等を公表することができることとした。(条例第64条、第65条、施行規則第34条)

(5) 財政上および税制上の措置

県は、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとした。(条例第66条)

(6) 経過措置

ア 旧低炭素社会づくり条例に基づき提出された事業者行動計画(策定・提出義務対象事業者が提出したものに限る。以下「旧事業者行動計画」という。)は、この条例に基づき提出された事業者行動計画とみなすこととした。

なお、このことは、当該旧事業者行動計画を提出している事業者が、その計画期間中に新たにこの条例に基づく事業者行動計画を策定・提出することを妨げるものではない。

イ 旧低炭素社会づくり条例に基づき提出された自動車管理計画(策定・提出義務対象事業者が提出したものに限る。以下「旧自動車管理計画」という。)は、この条例に基づき提出された自動車管理計画とみなすこととした。

なお、このことは、当該旧自動車管理計画を提出している事業者が、その計画期間中に新たにこの条例に基づく自動車管理計画を策定・提出することを妨げるものではない。